



TWIN RING
MOTEGI

2021 もてぎチャンピオンカップレース

2021 MOTEGI Champion Cup Race



特別規則書

SUPPLEMENTARY REGULATIONS

- Round 1 ▶ 3. 7 sun.
- Round 2 ▶ 4.25 sun.
- Round 3 ▶ 8. 7 sat. 8. 8 sun.
- Round 4 ▶ 9. 4 sat. 9. 5 sun.
- Round 5 ▶ 11.28 sun.

<2021 年 主な規則変更点>

- ・スーパー FJ レースは、JAF 地方選手権「もてぎ・菅生スーパー FJ 選手権」として開催します。
詳細は、第5条をご確認ください。
なお、スーパー FJ レース賞典につきましては、別途ブルテンにて公示いたします。
- ・参加申し込み時の「装備品申告書」提出について追記しました。
詳細は、第15条をご確認ください。
- ・エンジンストール車両への対応について規則を追記しました。
詳細は、第24条をご確認ください。
- ・決勝レース中、ピットレーン出口のブルーライト点滅に関する文言を削除しました。
詳細は第36条をご確認ください。
- ・レースの中断および再スタートに関する適用条項の変更を行いました。
詳細は第39条をご確認ください。
- ・もてぎスポーツ(VITAクラス)のエンジンおよび補機、タイヤ規則、安全装置に関する規則を追記いたしました。
詳細は、第57条をご確認ください。
- ・競技番号決定に関する文言を追記しました。
詳細は、第62条をご確認ください。
- ・トランスポンダー（自動計測装置）レンタル料金に関する予告案内文を追記いたしました。
詳細は、第63条をご確認ください。

2020年からの変更箇所は本文中にアンダーラインを引いています。

2021 もてぎチャンピオンカップレースシリーズ

目 次

参加の手引き

2021年 主な規則変更点	表2
---------------	----

第1章 総 則

第1条 競技会の名称	1
第2条 競技種目	1
第3条 開催日および開催場所	1
第4条 オーガナイザーおよび日程	2
第5条 開催種目	3
第6条 大会役員	4
第7条 参加車両	4
第8条 レース区分・クラス区分レース周回数	4
第9条 決勝出場台数	4
第10条 審判員の判定内容	5

第2章 参 加 者

第11条 参加者	5
第12条 ドライバー	5
第13条 ビットクルー（メカニック）	6
第14条 もてぎ・鈴鹿(MS)共済会の加入手続き	6

第3章 参加申し込み

第15条 参加申し込み	7
第16条 参加受理と参加拒否	7
第17条 参加受付（書類検査）	7

第4章 料金規定

第18条 参加料	8
第19条 料金規定	8

第5章 参加者の遵守事項

第20条 参加者の遵守事項	8
第21条 身分証と通行証	9
第22条 ビットの使用	9

第6章 信号合図および競技走行中の遵守事項

第23条 信号合図	9
第24条 走行中のドライバーの遵守事項	10
第25条 セーフティカー	10
第26条 妨害行為	10
第27条 リタイア（棄権）	11

第7章 公式予選とスターティング・グリッド

第28条	公式予選	11
第29条	公式予選通過基準ラップタイム	12
第30条	スターティンググリッドの決定	12

第8章 スタート

第31条	スタート前の遵守事項	12
第32条	スタート手順	13
第33条	反則スタート	14

第9章 レース中の車両修理とピット作業

第34条	レース中の車両修理	14
第35条	燃料補給	15
第36条	ピットインおよびピットアウト	15
第37条	ピット作業	16
第38条	ピットサイン	16

第10章 レースの中断および再スタート

第39条	レースの中断およびレースの再開	17
------	-----------------	----

第11章 レース終了および順位の決定

第40条	レース終了と順位決定	18
第41条	レース終了後のパドックインと暫定表彰	19
第42条	暫定表彰と正式結果による表彰式	19

第12章 抗議および罰則の適用

第43条	抗議の手続きと制限	19
第44条	抗議の裁定	19
第45条	罰則の適用	20

第13章 本規則の適用と補則

第46条	本規則の解釈	20
第47条	公式通知の発行	20
第48条	ブルテン	20

第14章 オーガナイザーの権限

第49条	オーガナイザーの権限	21
第50条	本シリーズ特別規則の施行	21
第51条	シーズン途中における規則の制定および改定	21

第15章 賞典

第52条	賞典	21
第53条	シリーズ賞 (FIT1.5チャレンジカップ・もてぎスポーツ)	23

第16章 参加車両規定

第54条	F4レースの車両規定	24
第55条	スーパーFJ (S-FJ) レースの車両規定	25
第56条	もてぎスポーツ (もてぎシビッククラス) の車両規定	25
第57条	もてぎスポーツ (VITAクラス) の車両規定	27
第58条	FIT1.5チャレンジカップ車両規定	34
第59条	ワンメイク車両規定	35
第60条	車両に対する暖気	35
第61条	排気音量規定	35
第62条	競技番号	36
第63条	トランスポンダー (自動計測装置) の装着	37
第64条	周回数のカウント	37
第65条	車両名およびレースによる広告	37
第66条	公式車両検査	38
第67条	競技終了後の車両保管と入賞車の車両検査	39
第68条	燃料規定	39
第69条	車両変更	40
付則ー1	決勝レース中のセーフティカー運用規定	41
図1	フルコース	42
もてぎ・鈴鹿共済会	会員の皆さまへ	43

2021 もてぎチャンピオンカップレースシリーズ
特別規則書

公 示

2021 もてぎチャンピオンカップレースは、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した JAF 国内競技規則およびその細則、本競技大会特別規則ならびに各レース特別規則に従い、準国内競技として開催される。併催レースについては、各併催レースの特別規則が優先される。

第1章 総 則

第1条 競技会の名称

2021もてぎチャンピオンカップレース

第2条 競技種目

四輪自動車によるレース

第3条 開催日および開催場所

～ 1) 開催日

- | | | |
|-------|----------------------------------|------------------|
| ・ 第1戦 | <u>3月 7 日 (日)</u> | フルコース (4.8013km) |
| ・ 第2戦 | <u>4月25日 (日)</u> | フルコース (4.8013km) |
| ・ 第3戦 | <u>8月 7 日 (土)</u> <u>8 日 (日)</u> | フルコース (4.8013km) |
| ・ 第4戦 | <u>9月 4 日 (土)</u> <u>5 日 (日)</u> | フルコース (4.8013km) |
| ・ 第5戦 | <u>11月28日 (日)</u> | フルコース (4.8013km) |

～ 2) 開催場所

ツインリンクもてぎ

栃木県芳賀郡茂木町松山120－1

TEL 0285－64－0200

FAX 0285－64－0209

第4条 オーガナイザーおよび日程

※詳細なスケジュールについては各大会の公式通知に示す。

【オーガナイザーおよび参加申込先・期間】

日 程	大会名（開催コース）	オーガナイザー	参加申し込み先	申込期間
3月 7 日(日)	2021 もてぎチャンピオン カップレース第1戦 (フルコース4.8013km)	・ブラッツスポートクラブ(BSC) ・エムオースポートクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楯山120-1 株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ モータースポート課 レース事務局 Tel:0285-64-0200 Fax:0285-64-0209	2月 5 日(金)～ 2月15日(月)
4月25日(日)	2021 もてぎチャンピオン カップレース第2戦 (フルコース4.8013km)	・ニッサンスポートクラブ(SCCN) ・エムオースポートクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒141-0031 東京都品川区西五反田8-8-16 五反田高砂ビル903 ニッサンスポートクラブ(SCCN) Tel:03-6421-7967 Fax:03-6421-7968	3月26日(金)～ 4月 5 日(月)
8月 7 日(土) 8月 8 日(日)	2021 もてぎチャンピオン カップレース第3戦 (フルコース4.8013km)	・エムオースポートクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楯山120-1 株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ モータースポート課 レース事務局 Tel:0285-64-0200 Fax:0285-64-0209	7月 9 日(金)～ 7月19日(月)
9月 4 日(土) 9月 5 日(日)	2021 もてぎチャンピオン カップレース第4戦 (フルコース4.8013km)	・ブラッツスポートクラブ(BSC) ・エムオースポートクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楯山120-1 株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ モータースポート課 レース事務局 Tel:0285-64-0200 Fax:0285-64-0209	8月 6 日(金)～ 8月16日(月)
11月28日(日)	2021 もてぎチャンピオン カップレース第5戦 (フルコース4.8013km)	・ブラッツスポートクラブ(BSC) ・エムオースポートクラブ(MOSC) ・株式会社モビリティランド	〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町楯山120-1 株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ モータースポート課 レース事務局 Tel:0285-64-0200 Fax:0285-64-0209	10月29日(金)～ 11月 8 日(月)

一斉休業のご案内

2022年1月11日(火)～1月25日(火) ならびに2月7日(月)～2月10日(木) は
場内施設・点検のため全施設休業とさせていただきます。

第5条 開催種目

開催種目は追加・変更される場合がある。追加・変更された場合は第48条にて定めた、もてぎチャンピオンカップブルテンにて公示する。

併催レースの詳細については、各シリーズ規則書にて確認すること。

開催日	レース名	コース	J A F 地方選手権			もてぎスポーツ		編入レース				その他
			S-FJ ※4/※5	F 4 ※ 5	FIT 1.5チャレンジ ※2/※5	VITA	CIVIC					
3月 7 日(日)	2021 もてぎチャンピオンカップレース 第1戦	フル コース	●		●	○	○	N-ONE				
4月25日(日)	2021 もてぎチャンピオンカップレース 第2戦	フル コース		◎	●	○		Porsche Sprint Challenge Japan (PSCJ)				
8月 7 日(土) 8月 8 日(日)	2021 もてぎチャンピオンカップレース 第3戦	フル コース			●	○	○	GT World Challenge ASIA				
9月 4 日(土) 9月 5 日(日)	2021 もてぎチャンピオンカップレース 第4戦	フル コース (2レース)	●	◎	●	○	○	フォーミュラ リージョナル	LOTUS CUP			
11月28日(日)	2021 もてぎチャンピオンカップレース 第5戦	フル コース			△ ※3		○	ミニJoy耐	LOTUS CUP	EV		

◎・・・J A F 地方選手権レース

●・・・J A F 地方選手権レース・もてぎチャンピオンカップレースシリーズ

○・・・もてぎチャンピオンカップレースシリーズ

△・・・もてぎチャンピオンカップレースシリーズ対象外

※ 1. もてぎスポーツは、もてぎシビック・VITA の混走クラス。

エントリー台数により走行枠を分ける場合があります。

※ 2. FIT 1.5 チャレンジカップシリーズは、J A F 地方選手権「もてぎ・菅生ツーリングカー選手権」として、以下日程にて開催する。

第1戦 3月 7 日 もてぎチャンピオンカップレース第1戦 (ツインリンクもてぎ)

第2戦 4月 25 日 もてぎチャンピオンカップレース第2戦 (ツインリンクもてぎ)

第3戦 5月 15 日・16 日 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ Rd.2 (スポーツランド SUGO)

第4戦 8月 7 日・8 日 もてぎチャンピオンカップレース第3戦 (ツインリンクもてぎ)

第5戦 9月 4 日・5 日 もてぎチャンピオンカップレース第4戦 (ツインリンクもてぎ)

第6戦 10月 9 日・10 日 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ Rd.6 (スポーツランド SUGO)

以下日程にて特別戦を開催する。

なお、特別戦についてはもてぎチャンピオンカップシリーズポイントの対象外とする。

特別戦① 6月 26 日・27 日 もてぎ Enjoy 耐久レース “Joy 耐”

特別戦② 11月 28 日 もてぎ Enjoy ミニ耐久レース “ミニ Joy 耐”

※ 3. 2021 もてぎ Enjoy ミニ耐久レース (ミニ Joy 耐) として開催。(シリーズ対象外)

規則については、別途 2021 もてぎ Enjoy ミニ耐久レース特別規則書に定める。

※ 4. スーパー FJ レースは、JAF 地方選手権「もてぎ・菅生スーパー FJ 選手権」として、以下日程にて開催する。

第1戦 3月 7 日 もてぎチャンピオンカップレース第1戦 (ツインリンクもてぎ)

第2戦 4月 17 日・18 日 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ Rd.1 (スポーツランド SUGO)

第3戦 5月 15 日・16 日 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ Rd.2 (スポーツランド SUGO)

第4戦 9月 4 日・5 日 もてぎチャンピオンカップレース第4戦 (ツインリンクもてぎ)

第5戦 9月 4 日・5 日 もてぎチャンピオンカップレース第4戦 (ツインリンクもてぎ)

第6戦 10月 9 日 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ Rd.6 (スポーツランド SUGO)

※ 5. JAF 地方選手権については、第8条～2) を参照。

第6条 大会役員

各大会のプログラムもしくは公式通知に示す。

第7条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、2021年国内競技車両規則および本特別規則または各シリーズ規則に合致する車両とする。

第8条 レース区分・クラス区分レース周回数

～ 1)

レース区分		フルコース
F 4		12 周
スーパー F J		10 周
FIT1.5チャレンジカップ		10 周
もてぎ スポーツ	もてぎシビック	10 周
	VITA	10 周

※上記以外のレースは各シリーズ規則書または公式通知にて公表する。

※完走はF4、スーパー FJ、FIT1.5チャレンジカップについては優勝車両の90%（少数点以下切り捨て）の周回数を走行した車両、その他は70%とする。

～ 2) JAF地方選手権は、下記のレースとする。

F4レース

3月 7 日 JAF地方選手権 F4シリーズ JAF-F4選手権

9月 4 日・5 日 JAF地方選手権 F4シリーズ JAF-F4選手権

スーパー FJレース 合計6戦

第1戦 3月 7 日 もてぎチャンピオンカップレース第1戦（ツインリンクもてぎ）

第2戦 4月17日・18日 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ Rd.1（スポーツランドSUGO）

第3戦 5月15日・16日 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ Rd.2（スポーツランドSUGO）

第4戦 9月 4 日・5 日 もてぎチャンピオンカップレース第4戦（ツインリンクもてぎ）

第5戦 9月 4 日・5 日 もてぎチャンピオンカップレース第4戦（ツインリンクもてぎ）

第6戦 10月 9 日 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ Rd.6（スポーツランドSUGO）

FIT1.5チャレンジカップ 合計6戦

第1戦 3月 7 日 もてぎチャンピオンカップレース第1戦（ツインリンクもてぎ）

第2戦 4月25日 もてぎチャンピオンカップレース第2戦（ツインリンクもてぎ）

第3戦 5月15日・16日 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ Rd.2（スポーツランドSUGO）

第4戦 8月 7 日・8 日 もてぎチャンピオンカップレース第3戦（ツインリンクもてぎ）

第5戦 9月 4 日・5 日 もてぎチャンピオンカップレース第4戦（ツインリンクもてぎ）

第6戦 10月 9 日・10日 SUGO チャンピオンカップレースシリーズ Rd.6（スポーツランドSUGO）

第9条 決勝出場台数

～ 1) スーパー FJ、F4の決勝出走台数

フルコース40台

～ 2) 上記以外のレースの決勝出走台数

フルコース45台

第10条 審判員の判定内容

JAF国内競技規則10－20の審判員判定事項は次の通りとする。

- ～ 1) スタート審判員
本規則第32条「スタート手順」に関する判定
- ～ 2) 決勝審判員
本規則第40条「レース終了と順位決定」に関する判定
- ～ 3) 審判員（走路）
FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に関する判定。
FIA国際モータースポーツ規則付則L項第4章2.に関する判定。
- ～ 4) 審判員（ピット）
本規則第9章レース中の車両修理とピット作業に関する判定。

第2章 参 加 者

第11条 参加者

- ～ 1) 参加者は、有効な2021年JAF参加者許可証を所持するものでなければならない。ただし、ドライバーが参加者を兼任する場合はその限りではない。
- ～ 2) ドライバー・ピットクルーの指名登録
参加者は、本規則ならびに特別規則書に定められた資格を有するドライバー、ピットクルーの指名登録を行い、参加料、もてぎ・鈴鹿(MS)共済会会費を納入して期限内に参加申し込みの手続きを行わなければならない。
- ～ 3) ドライバー・ピットクルーならびにゲストに対する義務と責任
参加者は自分が指名したドライバー、その他チームのピットクルーならびにゲストに対して、諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故についてその最終的責任を負わなければならない。ただし、ドライバー、ピットクルーならびにゲストも同様にそれぞれの責任を負うものとする。
- ～ 4) 競技出場義務
参加が正式に受理された参加者は、国際モータースポーツ競技規則付則J項、または国内競技車両規則に従って完全に車両を整備しドライバーその他のクルーとともに、必ず競技会に出場するものとする。なお、参加者本人が出場できない場合は必ず書面をもって代理人を指名しなければならない。
- ～ 5) 参加の取消し
参加者は、参加申し込み後に参加取消しを行う場合には、その理由を付した書面を大会事務局宛に提出しなければならない。ただし、締切日以降の参加取消しに対する参加料の返却は行わない。
- ～ 6) 証明書類およびテクニカルパスポート
参加者は、自己の車両に関する仕様、改造、変更等の詳細について生産者が証明する書類、(FIA・JAFによって公認された車両にあっては公認書)を必ず携行し、必要に応じて提示しなければならない。

第12条 ドライバー

- ～ 1) 参加資格
すべてのドライバーは有効な運転免許証を所持し（限定Aライ所持者は除く）JAFの2021年国内競技運転者許可証Aクラス以上を所持していること。
 - ①F4
国内競技運転者許可証A（限定A含む）以上国際B以下の所持者であり、下記のいずれかを満たしていること。
 - (a) 過去のレース出場実績が3回以上であること。

- (b) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あり、その証明を有すること。
 - (c) 過去のレース出場実績が1回で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
 - (d) JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験が9時間以上あり、その証明を有すること。
- ②スーパー FJ
- (a) 国内競技運転者許可証A（限定A含む）以上国際B以下の所持者であること。
 - (b) 2018年～2020年に下記のレースにおいて6位以内に入賞経験のないもの。
 - ・ F2 (GP2)
 - ・ スーパーフォーミュラ
 - ・ F3
- ③20歳未満のドライバーは、参加申し込みに際し、親権者の承諾書に印鑑証明書（3ヶ月以内有効）を添えて提出しなければならない。
- ～ 2) 補欠ドライバーとして指名登録される者の資格は本規則第12条～ 1) に要求されるものと同じでなければならない。
- ～ 3) ドライバーの選任
- ①参加者は1台の参加車両に対し、正ドライバー 1名と補欠ドライバー 1名を指名登録することができる。ただし、補欠ドライバーを登録する場合は第19条にて規定する料金を添えるものとする。
 - ②補欠ドライバーは正ドライバーとして他の参加車両に登録されてもよい。
- ～ 4) ドライバーの変更
- ①ドライバーの変更は、当該車両の補欠ドライバーとして登録されている者に限り許される。ただし変更の際には、変更の旨を届け出る書類および第19条にて規定する料金を大会事務局に申し出て大会審査委員会の許可を得なければならない。
 - ②ドライバーの変更は、当該レースの参加受付終了まで許される。

第13条 ピットクルー（メカニック）

- ～ 1) 本競技会に参加が許されるピットクルーは満16歳以上で、参加者によって指名登録され、第14条によるMS共済会加入手続きを完了したものでなければならない。
- ～ 2) 参加者はピットクルーの中から1名をピット責任者（チーフメカニック）に選任して指名登録しなければならない。
- ～ 3) ピットクルーの登録はピット責任者を含み3名までとする。
ただし、ピットクルー追加1名につき第19条にて規定する料金を添えて申し込みをした場合チームのピットクルーは計5名まで認める。
- ～ 4) 車両のメンテナンスにあたるものは作業に適した衣服を着用していなければならない。

第14条 もてぎ・鈴鹿(MS)共済会の加入手続き

- ～ 1) ツインリンクもてぎにおいてスポーツ走行およびレース大会に参加出場する参加者、ドライバーおよびピットクルーはMS共済会に加入しなければならない。
- ～ 2) MS共済会は年間加入または暫定加入とする。
 - ①年間加入はTRMC－S会員またはSMSC会員として登録され、所定の共済を納めた者のみとする。
<走行会員…10,000円・ピットクルー…4,000円>
 - ②暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、予選、決勝）のみ有効とし、参加申し込みと同時に加入申し込みができる。
料金は第19条にて規定する。

第3章 参加申し込み

第15条 参加申し込み

- ～ 1) 参加申し込みは下記の書類に完全に記入した上で、参加料と必要なMS共済会費ならびに補欠ドライバーを登録しているチームは補欠ドライバー登録料を添え、現金書留にて申し込まなければならない。(締切日消印有効)
 - ①参加申込書(誓約書・承諾書の署名を含む)
 - ②車両仕様書
 - ③装備品申告書
 - ④MS共済会加入申込書(ピットクルー登録申請書)
 - ⑤印鑑証明書(20歳未満のみ)
- ～ 2) 参加申し込み受け付け
受付期間は第4条に示す。
 - ・開始 各戦とも基本30日前
 - ・締切 各戦とも基本20日前締切日2日前以降に発送する場合は、発送の事実を大会事務局に電話で通知しなければならない。
- ～ 3) 参加申し込み先
第4条に示す。

第16条 参加受理と参加拒否

- ～ 1) 参加申し込み者に対しては、大会7日前までにレース大会事務局から参加受理または参加拒否が発送される。
- ～ 2) 参加申し込みが正式に受理された参加者には、主催者より正式参加受理書と指名登録されたドライバー、メカニックなどの身分証が郵送により交付される。
- ～ 3) 参加を拒否された申し込み者に対しては、参加料が返還される。
(ただし、事務処理経費として第19条にて規定する料金を差し引く。)
- ～ 4) 参加を受理された後、参加を取消す申し込み者には参加料は返還されない。
- ～ 5) 参加受付を行った後、公式車検、公式予選に出場できなくなった場合は、すみやかに大会事務局まで届け出なければならない。

第17条 参加受付(書類検査)

参加申し込みが正式に受理された参加者は、公式通知に示された日時および場所で行なわれる参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

- ～ 1) 正式受理通知書
- ～ 2) 参加者許可証
- ～ 3) 運転免許証
- ～ 4) 競技運転者許可証
- ～ 5) 賞金振り込み用紙
- ～ 6) TRMC - Sライセンス/SMSCライセンス
(ドライバーおよびピットクルー全員のMS共済会加入が確認できるもの)
- ～ 7) その他提出物がある場合は受理書に示す。

第4章 料金規定

第18条 参加料

(税込)

レース区分	TRMC-S 会員 S M S C 会員	非 会 員
スーパーFJ もてぎスポーツ FIT1.5チャレンジカップ	44,000円	49,500円

※F4レースについては参加申込期間内に、F4協会指定の方法で参加申込を行うこと。

※上記以外のレースは各レースシリーズ規定を参照のこと。

第19条 料金規定

- ～ 1) 補欠ドライバー登録料 …………… 5,500円 (税込)
- ～ 2) ピットクルー追加登録料(1名) …………… 2,200円 (税込)
- ～ 3) MS暫定共済会費
 - ①ドライバー (1名) …………… 7,000円
 - ②参加者、ピットクルー (1名) …………… 500円
- ～ 4) ドライバー変更手数料(1名) …………… 11,000円 (税込)
- ～ 5) 参加取消事務手数料(1件) …………… 2,200円 (税込)
- ～ 6) トランスポンダー補償料(1個) …………… 55,000円 (税込)
- ～ 7) ピットサインマン腕章 (1枚につき) …………… 1,200円 (税込)
※紛失した場合に支払うものとする。
- ～ 8) 車両変更手数料(1台) …………… 11,000円 (税込)
- ～ 9) 再車検料(1台) …………… 22,000円 (税込)
- ～ 10) 再ブリーフィング手数料(1名) …………… 22,000円 (税込)
- ～ 11) 抗議料(1件) …………… JAF規定料金

第5章 参加者の遵守事項

第20条 参加者の遵守事項

- ～ 1) 参加者およびドライバーは、参加申し込みに際して必ずJAF国内競技規則4－15で定める誓約書に署名しなければならない。
- ～ 2) すべての参加者は上記誓約の主旨に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
- ～ 3) すべての参加者は、競技中または競技に関係する業務についているときは、薬品などによって精神状態をつくろったり、飲酒してはならない。また許された場所以外で喫煙してはならない。
- ～ 4) すべての参加者は、主催者や大会後援協賛者、大会審査委員会、オフィシャル(競技役員)の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- ～ 5) 参加代表者は、自分の行動はもちろん、自チームのドライバー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任をもたなければならない。
- ～ 6) ドライバーは、必ずドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。ドライバーズブリーフィングに遅刻、もしくは欠席したドライバーは再ブリーフィングの対象となる。再ブリーフィング手数料は第19条にて規定する料金とする。
- ～ 7) 本条項の違反に対する罰則は参加者、もしくはドライバーに課される。

第21条 身分証と通行証

- ～ 1) 交付された参加者の身分証は、競技会期間中、確認しやすい位置に必ず着用していなければならない。
- ～ 2) 参加者のサービスカーは、大会事務局が交付する通行証に車両ナンバーを記入し、貼付しなければパドックへの通行ができない。
- ～ 3) 参加車両および部品、工具を搬入するために必要な通行や積み降ろし作業は、オフィシャルの指示に従って行わなければならない。
- ～ 4) パドックおよびツインリンクもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示される。参加者はこの指示に従わなければならない。
- ～ 5) 交付された身分証や通行証は、他に貸与したり複製/転用してはならない。
- ～ 6) 身分証、通行証を紛失または破損した場合は、事務局に再交付の手続きをとり再交付を受けること。
- ～ 7) ピットサインマン腕章は、レース終了後1時間以内に返却しなければならない。

第22条 ピットの使用

- ～ 1) 公式予選、決勝レースを通じての使用ピットは、大会事務局によって割り当てられる。
- ～ 2) 割り当てられたピットを参加者相互で交換・変更する場合は、互いに了承しあった上で、大会事務局に申し出て、許可を受けなければならない。
- ～ 3) 公式予選、決勝レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- ～ 4) ピット内ではタバコ等一切の火気を取り扱わないこと。また、使用後は清掃し、すみやかに鍵を返却しなければならない。
- ～ 5) 開催クラスが複数に渡っている場合、ピットを割り当てられたエントラントは、公式予選、決勝レースを通じてピット内の黄線より前の部分が他のレースのピットとして使用できるよう工具、部品は置いてはならない。

第6章 信号合図および競技走行中の遵守事項

第23条 信号合図

- ～ 1) 競技中の信号合図は、国際モータースポーツ競技規則H項に基づく旗信号（補助的に発光信号としての信号灯）によって行われる。
- ～ 2) ツインリンクもてぎの信号灯は、次の通り合図される。
 - ①イエローライト1灯点滅＝黄旗1本の振動表示
 - ②イエローライト2灯点滅＝黄旗2本の振動表示
 - ③レッドライト＝赤旗振動表示
 - ④グリーンライト＝緑旗振動表示
- ～ 3) 旗信号に従わないドライバーには罰則が適用される。この違反行為の審判員の判定に対する抗議は受け付けられない。罰則は原則としてペナルティストップ10秒、レース結果に1分加算、1周減算、失格とされる。
※大会審査委員会は状況に応じて罰則を軽減したり、強化することができる。
- ～ 4) コントロールライン上のフラッグ台で、黒旗、もしくは中にオレンジ色の円形のある黒旗とともに、黒地に白文字のボードを提示された当該競技番号のドライバーは、次の周回時に必ず自己のピットに停車してオフィシャルの指示に従わなければならない。

第24条 走行中のドライバーの遵守事項

走行中のドライバーは次の各項を守らなければならない。

- ～ 1) ヘルメットおよび安全ベルト、グローブ等の確実な着用。
- ～ 2) 車両に他者を同乗させてはならない。
- ～ 3) コース走行は右回りとし、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。
- ～ 4) 規定の走路から外れたり、コーナーをショートカットしたりして走行することは原則禁止される。
走路は白線で明示され、この白線を4輪とも逸脱してはならない。
4輪とも逸脱していない状況でも、黄旗区間、セーフティカー中などは、危険行為と判定される場合がある。
- ～ 5) 各コーナーへの進入ミス、または安全上の措置により、ランオフエリアに進入した場合は、安全を確認した上で規定の走路に戻ることができる。
如何なる場合もコースに戻る際は、正規の走路を走行している車両の進路を妨げてはならない。
- ～ 6) 規定の走路から外れたり、コーナーをショートカットしたりして走行した場合は、次の処置がとられる。
ブラクティス（公式練習、予選）：アドバンテージを得たと判定された場合、当該周回のタイムは採択されない。
決勝レース：結果として有利になったと判定された場合、ペナルティ等が課せられる場合がある。
- ～ 7) オフィシャルによるエンジnstool車両への対応を除き、ピットおよびコース上でのエンジンの押しがけは禁止とする。
- ～ 8) ピット停止をする際は、必ずエンジンを停止すること。
- ～ 9) 車両をコースに沿って押し進めたり、決勝ラインを越えて押し進めたりすることは許されない。
これに違反すれば罰則が課せられる。
- ～ 10) 理由もしくは時間の如何を問わず、そのドライバーがコース上に一時的にも車両を放棄した場合、それはレースを放棄したものとみなされる。
- ～ 11) 緊急の際、競技中に救急車、消火車、競技役員車、レッカー車などサービス車がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐・停車したり、またオフィシャルがコースに立ち入る場合があることをドライバーは承知していなければならない。
- ～ 12) コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロースタートでピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- ～ 13) チェッカー後は減速して安全に走行しピットインすること。

第25条 セーフティカー

- ～ 1) 競技長の決定によりレースを非競技化するためにセーフティカーが使用される場合がある。
セーフティカーは、ドライバーまたはオフィシャルが危険な状況ではあるが、レースを中断するほどではない場合に使用される。
- ～ 2) セーフティカーは、国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づき運用する。
- ～ 3) 詳細は付則一 1に示す。

第26条 妨害行為

- ～ 1) 競技中、ドライバーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を行ってはならない。
- ～ 2) コース上でのグリーン上カット等、規定外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
- ～ 3) 唐突な進路変更、カーブの内側もしくは外側に向かって故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為を行ってはならない。

～ 4) 大会期間中いかなる場合においても『危険なドライブ行為』を行なってはならない。

※『危険なドライブ行為』とは

- ①衝突を起こしたもの
- ②他のドライバーのコースアウトを強いるもの
- ③他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
- ④追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの等を指し、その行為が危険行為と判定された場合は、厳しく罰せられる。

第27条 リタイア(棄権)

- ～ 1) 競技中、事故あるいは故障などにより、以降の走行の権利を放棄するドライバーは、その旨を最も近い位置のオフィシャル(コース委員/ピット審判員等)に報告しなければならない。
- ～ 2) リタイアの報告は原則としてドライバー、または参加代表者が所定の用紙に署名して行わなければならないが、負傷その他やむを得ない事情で署名による報告ができない場合は、オフィシャル(コース委員/ピット審判員等)の判断でリタイアとみなされる。この判断に対する抗議は受け付けられない。
- ～ 3) レース中ドライバーが車両を押して歩いてピットに戻ることは禁止される。この場合はリタイアとみなされる。

第7章 公式予選とスターティング・グリッド

第28条 公式予選

- ～ 1) ドライバーは公式車両検査に合格した車両で、公式通知に示されるタイムスケジュールによって行われるレース区分別の公式予選に必ず出場しなければならない。
- ～ 2) 公式予選は正ドライバーが行うものとする。
- ～ 3) 参加者は公式予選において、国際モータースポーツ競技規則H項に基づく信号合図、ピットに関する規定、参加者の遵守規定など、競技に関する諸規定を決勝レース同様に厳守しなければならない。
- ～ 4) 公式予選結果の順位は、それぞれのドライバーが走行中に記録した最高ラップタイム順に決定される。2名以上のドライバーが同一のラップタイムを記録した場合は、最初にそのタイムを記録したドライバーが優先され、以下この方法に準じて順位が決定される。
- ～ 5) 公式予選基準ラップタイム通過車両数が決勝出場台数より多い場合には、次の条件で補欠を指名することができる。
 - ①指名できる補欠車両の台数は最大3台までとする。
 - ②補欠指名を希望する参加者は、公式予選暫定結果発表後30分以内に補欠として待機する意志を大会事務局に文書にて届け出ること。
 - ③公式予選通過基準ラップタイムを満たしていること。
 - ④補欠車両の決勝レース出場は、大会審査委員会の承認を得ること。
 - ⑤補欠車両の決勝レース出場の優先順位は、公式予選において達成された各車両のタイム順とする。
 - ⑥決勝レース出走を認められた補欠車両のドライバーは、ドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。ドライバーズブリーフィング開始後は、補欠車両の決勝レース出場は認められない。
 - ⑦補欠車両が決勝レースに出走することを認められた場合は、当該レースの進行よりレースに参加できる。
 - ⑧予選が2グループで行われた場合の補欠車両については上記の②～⑦ならびに下記の各項を適用する。
 - (a) 補欠車両の台数は最大4台(予選Aグループより2台、予選Bグループより2台)までとする。
 - (b) 補欠車両のリザーブ順位および決勝レースに出走する場合のスターティンググリッドは次の通りとする。
スタート列左列最後尾より補欠1位、スタート列右列最後尾より補欠2位……という順位とする。

- ～ 6) 競技会審査委員会は基準ラップタイムに達しなかったドライバーのスタートを以下を条件に認めることができる。
- ①公式予選通過基準ラップタイムを満たす能力が認められること。
 - ②すべての安全基準（サーキットの知識等）について保証されていること。
 - ③最大確定出走台数を超えないこと。
- なお、上記によりスタートを認められたドライバーはスターティンググリッドの最後方からスタートするものとする。
- ～ 7) シグナルブリッジおよびフラッグタワーから公式予選終了の合図が出されたら、すべての車両はコースを1周してピットインすること。ピットインしたらオフィシャルの指示に従い、指定の場所に移動すること。
- ～ 8) 計測は、規定された予選時間の経過をもって終了とされる。したがって、チェッカーフラッグが遅れて表示された場合においても上記の時点でその車両に対する計測は終了とする。ただし、終了時刻後に走行中の最終周回について、その周回で到達するコントロールラインの計測タイムは有効とする。

第29条 公式予選通過基準ラップタイム

公式予選通過基準ラップタイムは、各レースとも当日記録された上位3台の最高ラップタイムの平均に30%を加算したものとする。

第30条 スターティンググリッドの決定

- ～ 1) スターティンググリッドは、各レース区分とも1×1のスタッガード・フォーメーションとする。
- ～ 2) ポールポジションは最前列の左側とし、以下公式予選の成績順にスタッガードポジションで配列される。なお、ローリングスタートの場合、ポールポジションは右側の配置となる。
- ～ 3) 公式予選が複数のグループによって行われた場合は、決勝グリッドを次の手順で決定する。
- ①A・B各グループの最高ラップタイムを比較し、速いグループがポールポジション側（左側）、他方が右側の列に配置される。
 - ②各グループの上位22台が選抜され、上記①の各列にタイム順に配置される。
 - ③45番グリッドについては、各グループの23番目のタイムを各グループのトップタイムと比較し、タイム差の少ない方を45番グリッドとする。

第8章 スタート

第31条 スタート前の遵守事項

出走前検査（スタート前チェック）

出走前検査（スタート前チェック）を実施する場合は、公式通知に示す。

ドライバーは公式通知に示された時間までに所定の待機場所に集合し、車両とともに技術委員の出走前検査を受けなければならない。定められた時刻までに集合せず、また出走前検査を受けなかったドライバーおよび車両はコースインできない。

コースインはすべて技術委員の許可と、パドック委員・ピット審判員の指示誘導に従って行わなければならない。

第32条 スタート手順

- ～ 1) グリッドは1×1のスタッガード・フォーメーションで、スタート合図は灯火信号とする。
- ～ 2) ①すべての車両はコースを1周して定められたスターティンググリッドにつかなければならない。
(ただし、3分間をもって締切られる)
なお、西コース短絡路を使用しなければならない。
- ②3分間以内にコースインできなかった車両は、正規にスタートできなかったものとみなされ、ピットスタートとなる。ピットスタートはピットレーン出口で待機し、決勝レースで全車がスタートし、最後尾の競技車両がピットレーン出口を通過した後、競技役員の合図またはピットレーン出口の信号灯のグリーンライトが点灯することによりスタートとなる。
- ③フォーメーションラップ開始に先立って3分前、1分前および15秒前ボードが表示される。これらのボードは警告音とともに表示される。
 - (a) 3分前ボード(グリッド閉鎖)秒読み開始。ドライバー、オフィシャルおよび外部スターターを使用するピットクルー2名を除くすべての者はコース上から退去する。
コース上における全ての作業が禁止される。
 - (b) 1分前ボード:ドライバーが車両内に着座したままエンジンを始動する。ついで、ピットクルー2名がグリッドから退去する。
 - (c) 15秒前ボード:この合図の後、グリッド前で緑旗が振られ、競技車両はグリッドの隊列を保ちながらボールポジションの車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。
この周回中追い越しは許されない。
- ～ 3) フォーメーションラップ中にスタート練習や著しく隊列を乱してはならない。
- ～ 4) スタートできないドライバーは、腕を上げなければならない。他の全車がフォーメーションラップにスタートした後、オフィシャルは当該車両をトラック上で押してエンジンを始動することができる。ついで、この車両はフォーメーションラップを行うものとするが、他の走行中の競技車両を追い越ししてはならない。
- ～ 5) フォーメーションラップの際に、スタートできなかった車両およびスタート順序の位置を保てなかった車両は、グリッドの最後尾からスタートすることができるが、その車両は下記～ 6) によるレッドライトが点灯する前までにグリッドに停車していなければならない。万一、その車両がレッドライトが点灯するまでにグリッドに停車できないと判断された場合、オフィシャルの指示に従い、低スピード(徐行)でピットに戻り上記～ 2) ②で決められている要領でピットスタートを行うことができる。
- ～ 6) 車両がスターティンググリッドに戻ったら、それぞれのグリッド位置にエンジンをかけたまま停車する。各グリッドの列番号を記したボードを持ったオフィシャルがグリッド各列に向かって立ち、その列の車両が停止したらボードを降ろす。すべてのボードが降ろされたら、5秒前のレッドライトが点灯し、4秒前、3秒前、2秒前、1秒前とレッドライトが続き、1秒前のレッドライトが点灯後、2秒以上3秒以内にすべてのレッドライトが消灯しレースがスタートする。
- ～ 7) スターティンググリッドに帰着後、何らかの理由によりスタートできない場合は、当該ドライバーは両腕を頭上に上げ、その列担当の競技役員は黄旗を振動表示する。スタート不能のドライバーが原因となりスタートが遅延された場合、そのドライバーはピットもしくは最後尾からスタートすることができる。この場合、当該ドライバーの当初のグリッドは空けておくものとする。スタート不能のドライバーが複数の場合、グリッド後方の新しいポジションは、当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。

- ～ 8) 車両がフォーメーションラップを終了し、スターティンググリッドに着いたときに何らかの問題がある場合には下記の処置がとられる。
- ①まだレッドライトが点灯していない場合は、赤旗が示され「START DELAYED」(スタート遅延) ボードがスタートラインに掲げられる。
 - ②レッドライト点灯後の場合は、イエローライトを点滅させ(レッドライトは点灯したまま)、「STARTDELAYED」 ボードをスタートラインに掲げる。
 - ③上記①および②いずれの場合においても全車両のエンジンは切られ、スタート手順は3分前の時点から再開され、レース距離は1ラップ減らされる。
 - ④スターティンググリッドの最後列の車両がスタート不能となった場合は、上記①～③は適用されない。
- ～ 9) 上記～ 8) を適用することが必要になり、スタート手順が何度くり返されようと、その結果どれだけレースが短縮されようと、そのレースは選手権に数えられる。
- ～ 10) 上記～ 8) の手順が1回以上必要となった場合でも、燃料補給は禁止される。
- ～ 11) スタート後、スターティンググリッドにおいて作動不能となった車両がある場合、競技役員は直ちにエンジンをスタートさせるべくコースに沿って車両を押すものとする。数回の試みの後も当該車両が始動しない場合には、競技役員は当該車両をビットまで押して移動し(距離が近ければ、出口から入ることもできる)、そこでメカニックが介入して始動させることができる。
- ～ 12) 例外的な状況下のみ、FIA国際競技規則付則H項に従い「セーフティカー」によるスタートが許される。
- ～ 13) 決勝レーススタートの際、ビットサインエリアには許可された競技役員以外の立ち入りは禁止される。

第33条 反則スタート

- ～ 1) スタート合図がなされる前に所定の位置から発進したドライバーに対しては、反則スタートとして罰則が適用される。スタート審判員による反則スタートの判定に対する抗議は受け付けられない。
- ～ 2) 競技会における反則スタートに対する罰則は、ドライビングスルーペナルティ、もしくはペナルティストップ10秒以上が課せられる。ただし、当該レース中にドライビングスルーペナルティ、ペナルティストップが出来ない場合は競技結果に1分を加算するものとする。

第9章 レース中の車両修理とビット作業

第34条 レース中の車両修理

- ～ 1) 決勝レースおよび公式予選中の車両の修理、調整、部品交換などは、その車両に積み込んである部品と工具、あるいはビットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。
- ～ 2) ビットに準備してある部品、工具による修理、調整、部品交換は正規にビットインした車両に対してのみ行うことができる。
- ～ 3) ビット以外の地点で停車した車両に対して、その車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換などを行うこと、また当該車両のドライバー以外がそれらの作業にあたることは厳重に禁止される。
- ～ 4) 緊急やむを得ない事情で、ビット以外の地点でそれらの作業を行うときは、他の車両の走行に支障をきたさない安全な場所に停車しなければならない。
- ～ 5) レース中に競技車両はいかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行してはならない。ただし保安の目的で、オフィシャル(コース委員等)が車両を移動させたり処置する場合はこの限りではない。
- ～ 6) オフィシャルにより回収されてパークフェルメまたはビットに運ばれた車両は、当該セッションに再度コースインすることはできない。

第35条 燃料補給

決勝レース中、競技中の車両に対する燃料補給は認められない。

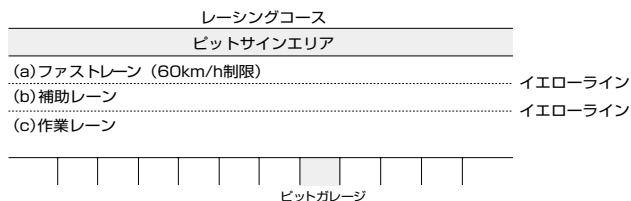
ただし、ブルテン・公式通知等で認められた場合を除く。

第36条 ピットインおよびピットアウト

～ 1) ピットエリアのライン間の区域は次のように定め、コース（走路）と区別される。

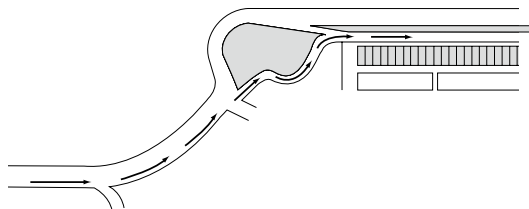
- ①ピットサインエリアとコース側イエローラインの間は、ピットインおよびピットアウト専用のファストレーンとする。
- ②コース側イエローラインとピット側イエローラインの間は補助レーンとする。
- ③ピット側イエローラインとピットの間は、ピット作業のための作業レーンとする。

●図



～ 2) ピットインする車両のドライバーは、東コントロールタワー前出口より走行ラインをコース右端にとり、手または方向指示器でピットインの合図を行ったのち、安全を確認してピットイン専用路を徐行しなければならない。補助レーンや作業レーンを走行してピットインしたりピットアウトすることは禁止される。

●ピットイン（フルコース）



～ 3) ピットレーンの走行速度は60km/h以下とする。

～ 4) ピットイン後、停止する車両は、自己のピットにできるだけ近い位置のファストレーンから作業レーンに入り、できるだけ自己のピットに近づけて停止させなければならない。

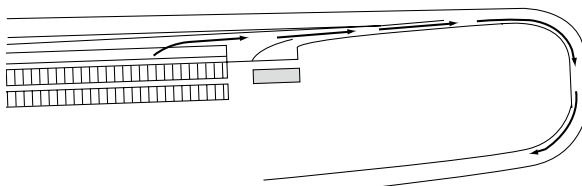
～ 5) ピットインして作業レーンに入った車両、および当該車両のドライバーやピットクルーは、ピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通路を妨害してはならない。

～ 6) ピットインの際、自己のピット前を通り越して停車した車両はエンジンを停止させたのち、技術委員またはピット審判員の承認を得て、当該車両のドライバーおよびピットクルーによって後ろ向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。
バックギアの使用は禁止とする。

～ 7) ピットアウトしようとする車両は、ファストレーンにおいてはピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。

～ 8) 競技参加者は、ピットクルーがピット作業を安全に行い、競技車両を安全にコースに復帰させる責任を負うものとする。

- ～ 9) ピットレーン出口のシグナルライトについて
 - ①公式予選・フリー走行の場合、グリーンライトが点灯している時のみコースイン可とする。
 - ②決勝レース中にセーフティカーがコースインしている場合、レッドライトが点灯している場合はコースインしてはならず、グリーンライトが点灯した時のみコースイン可とする。
- ～ 10) ピット出口から第1コーナーにかけて引かれているライン（白線）について
 - ①ピットを離れピット出口からトラックに入る車両は、ラインの進行方向の左端より右側（ライン上を含む）を走行しなければならず、車両のいかなる部分もラインの進行方向の左端を越えてはならない。
 - ②トラック上を走行している車両を規制するものではない。
- ～ 11) ピットアウトの際は、第2コーナー出口に達するまでコース右側ラインに沿って走行しなければならず、その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- ピットアウト/コースイン（フルコース）



- ～ 12) スタート練習を行う場合は、ピットレーン出口右側のみ可能とする。

第37条 ピット作業

- ～ 1) 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のメカニック（ピットクルー）は自己のピット前の作業レーンに出て作業することができる。ピット作業の場合を除いて作業レーンに出ること、部品や工具を作業レーンに置くことは禁止される。
- ～ 2) 作業レーンに出て作業が許されるのは、当該車両の身分証を着用したメカニック5名までに限られる。
- ～ 3) ピット作業中当該車両のドライバーは、車両を離れ作業レーンに出て作業を手伝うことも許される。
- ～ 4) ピット内および作業レーンは清潔を保ち、器具を整頓し、火災防止につとめなければならない、喫煙は厳重に禁止される。
- ～ 5) ピットから出走しようとする車両のエンジン始動の際、補助始動装置の使用は認められるが、車両を押しがけ援助してはならない。
- ～ 6) ピット作業を行うメカニック（ピットクルー）は不燃性の長袖長ズボンの着用を強く推奨する。

第38条 ピットサイン

- ～ 1) 走行中のドライバーに対してピットサインを送るピットクルーは、ピットサインエリアまで出てサインを送ることができる。
- ～ 2) ピットサインを送るピットクルーは1チーム2名に限定し、ピットサインマン腕章を身に付けなければならない。
- ～ 3) 走行中のドライバーに対して無線通信設備（携帯電話/アンテナ含む）を使用して、送信および受信を行ってはならない。
ただし、サポートレース規則で特に規定されている場合は、サポートレース規則が本条項に優先して適応される。
- ～ 4) ピットサインを送るためにピットサインエリアまで出入りする際には、最短距離で横断し、ピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の走行を妨げてはならない。
- ～ 5) 使用するサインボードの大きさは、100cm×60cmの長方形を超えるものであってはならない。

第10章 レースの中断および再スタート

第39条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上において提示することを命ずる。その後、40条～5）のケースおよび審査委員会が別途定めた場合を除き、下記の手順にてレースが再開されるものとする。

1. レースの中断

- ～ 1) 中断の合図が出されたら追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。そして全車は赤旗ラインの後方にゆっくりと進み、そこで先頭車両の位置に関わらず一列に停止しなければならない。その後、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、赤旗ラインに停止した順で一列に配列されるものとする。もし、コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻ることができなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。この場合、レースが再開される際のすべての車両のグリッドは、審査委員会の承認のもと、レースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。上記のどの車両もレースを再開することを許可される。セーフティカーは、赤旗ラインの前方に進み出る。その後、オフィシャルカーがセーフティカーと赤旗ラインの間に縦列に停車する。
- ～ 2) レース中断の間は、レースも計時システムも停止することはない。車両が一旦赤旗ライン後方に停止したならば、またはピットに入ったならば作業を行うことができるがこの場合の作業がレースの再開の妨げとなってはならない。なお、グリッド上には、ピットクルーと競技役員のみが立ち入りを認められる。
- ～ 3) 車両はレース中断後にピットレーンに進入することができるが、レースが中断された後にピットレーンに進入したドライバーあるいはグリッドからピットレーンに車両を押されたドライバーには、レース再開後にタイムペナルティが課せられる場合がある。レース中断の命令が出されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両については、ペナルティを受けることはない。
- ～ 4) レースが再開されたなら、ピットにいたすべての車両はピットを出ることができるが、レースが中断されたときにピット入口あるいはピットレーンにいた車両は、レース中断後にピットレーンへ進入した車両に先駆けてピットを出ることができる。この場合、レース再開の3分前ボード提示後にオフィシャルカーの先導により1周回を完了する車両列の後方へ合流することが許される。ただし、3分前ボードが提示された時点でピットレーンにいた車両に限られる。レース中断後にピットレーンへ進入した車両は、この場合のコースインは認められない。上述の事項を条件として、ピット出口よりレースを再開しようとする車両はすべて、他車を不当に遅らせることがない限り、自力で出口にたどり着いた順にレース再開をすることができる。
- ～ 5) これらの状況下では、ファストレーンでの作業が許可されるが、天候の変化が確認された場合のタイヤ交換に限られる。

2. レースの再開

- ～ 1) 遅延はできる限り短く保たれ、再開の時刻がわかると直ちに、チームはピット放送等を通じて知らされる。いかなる場合にも、少なくとも5分前の警告が知らされる。
- ～ 2) スタート再開前に、5分前、3分前、1分前、および15秒前のボード（またはシグナル）が表示される。それらのいずれのボード（またはシグナル）も警告音を伴うものとする。
- ～ 3) 3分前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、すべての車両はホイールを装着していなければならない。このボード（またはシグナル）以降のホイールの取り外しはピットレーンにおいてのみ許可される。3分前ボード（またはシグナル）提示時にすべてのホイール装着がされていない車両はすべて、グリッドの最後尾からピットレーンからスタートしなければならない。この状況では、黄旗を持った競技役員が、グリッドを離れることのできる全車両が赤旗ラインを通過し終えるまで、（3分前に）ホイール装着のなかった車両がグリッドを離れないよう制する。3分前ボード（またはシグナル）提示後、コースの周回時間を考慮し、適切な時点で、先頭車両と赤旗ラインの間にいる車両は、オフィシャルカーの先導により追い越しをすることなく、もう1周回を完了するよう合図され、セーフティカー後方の車両列に合流しなければならない。

- ～ 4) 1分前ボード（またはシグナル）が提示された後にエンジンは始動されなければならない、チームのスタッフはすべて、15秒前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、すべての機材を持ってグリッドから退去する。15秒ボード（またはシグナル）が提示された後で援助が必要となったドライバーは、腕を挙げなければならない。グリッドを離れることができる残りの車両が出発すると、競技役員が車両をピットレーンに押すよう指示される。この場合、黄旗を持った競技役員が当該車両の脇に立ち、後ろのドライバーに警告を与える。
- ～ 5) レースはグリーンライトが点灯すると、セーフティカーの後方より再開される。セーフティカーは、以下の場合を除き、1周回後にピットに入る。
 - ・すべての車両がセーフティカー後方でまだ整列されていない。
 - ・ピットクルーがまだグリッド上の物を撤去している。
 - ・さらに介入が必要な状況が重なって発生している。
- ～ 6) グリーンライトが点灯すると、セーフティカーは後続のすべての車両と共にグリッドを離れる。その際、車両は赤旗ライン後方に整列した順序で、車両5台分の距離以下を保って続く。列最後尾の車両がピットレーン終了地点を通過するとすぐに、ピット出口のライトがグリーンに変わる。その時ピットレーンにいる車両はすべて、コースに出て、セーフティカー後方の車両隊列に合流することができる。
- ～ 7) 赤旗ラインを離れる際に遅れてしまったドライバーは、他の走行している車両を追い越してはならない。残りの車両がスタートラインを通過した後も動かなかった場合、当該車両はセーフティカー後方の車両列の最後尾につかなければならない。2名以上のドライバーが関与した場合には、グリッドを離れた順に、隊列の最後尾に整列するものとする。
- ～ 8) 審査委員会により、この周回中に不必要に他の車両を追い越したと判断されたドライバーに対しては、ペナルティが課せられる。
- ～ 9) この周回の間は、FIA国際競技規則付則H項2.10.15～2.10.18が適用される。
- ～ 10) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。

第11章 レース終了および順位決定

第40条 レース終了と順位決定

- ～ 1) 優勝者は定められたレース距離（周回数）を最短時間で走行し終了した者。
- ～ 2) 優勝者のフィニッシュライン通過と同時に、レース終了を合図するチェッカーフラッグがフラッグマージャー台で提示される。
- ～ 3) チェッカーフラッグは、優勝者がフィニッシュライン通過後4分間提示される。
- ～ 4) 優勝者以外の順位は、達成された走行距離（周回数）と、フィニッシュライン通過順位により決定される。

ただし走行周回数が、選手権レースは優勝車両の走行周回数の90%（小数点以下切り捨て）、その他は70%（小数点以下切り捨て）に達しない車両は順位の認定を受けられない。

各レースシリーズ規則にて定められている場合は、この限りではない。
- ～ 5) 先頭車両がレース距離の75%以上を走行した後にレースが中断された場合（小数点以下は切り上げ）レースは先頭車両が完了した周回の1周前の周回終了時点で終了したものとみなされる。
- ～ 6) 万一切eckerフラッグが不注意、その他の理由により先頭車両が規定周回数を完了する前に表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。
- ～ 7) また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて表示された場合には、最終順位はレーススタート時点のレース距離が達成された時点における順位にしたがって決定される。

第41条 レース終了後のパドックインと暫定表彰

- ～ 1) チェッカーフラッグの提示を受けたドライバーは、コースを徐行して1周したのち、所定の保管区域に車両を持ち込まなければならない。また、優勝者および2位、3位のドライバーは、コントロールタワー前（パドック側）にて行われる仮表彰式に参加しなければならない。
- ～ 2) チェッカーフラッグが提示された時点で、ピットインしていた車両の出走は禁止される。ただし、オフィシャルの了解を得て、ピットレーン側のコントロールラインは通過できるものとする。

第42条 暫定表彰と正式結果による表彰式

- ～ 1) レース終了後ただちに暫定結果が発表され、優勝者および2位、3位のドライバーに対して、仮表彰が行われる。仮表彰を受けることを拒否したドライバーは、賞典を放棄したものとみなされる。
- ～ 2) レース終了後、計時委員長の名においてレースの暫定結果が発表され、本規則第43条による抗議がない場合、大会審査委員会の承認を得て、暫定結果発表後30分後に競技長、および計時委員長の名において正式結果が発表される。
- ～ 3) 正式結果発表後、公式通知で示される時間割と場所で表彰式が行われる場合がある。表彰を受けるドライバーまたは参加者は、表彰式に出席しなければならない。
- ～ 4) 特別の事情により表彰式に参加しないドライバーは、その旨を大会事務局長に連絡し許可を得なければならない。無断で表彰式に参加しないドライバーおよび参加者は、賞典を受ける権利を放棄したものとみなされる。

第12章 抗議および罰則の適用

第43条 抗議の手続きと制限

- ～ 1) 抗議を行うことが許されるのは、第11条で規定する参加者自身に限られる。
- ～ 2) 抗議を行うときは、書面により抗議対象とする箇所、または内容を具体的に記載しなければならない。
- ～ 3) 抗議を行うときは、～ 2) の書面に、抗議対象1件につき第19条にて規定する抗議保証金を添え、競技長宛てに提出しなければならない。
- ～ 4) 抗議に関する審査に特別な作業を伴う場合は、申請者はその作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。この費用は、抗議が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合の当該費用は被抗議者が負担するものとする。
- ～ 5) 技術委員（車両検査委員）の判定に関する抗議は決定直後でなければならない。
- ～ 6) 国内競技でのレース中重大な過失、規則違反、不正行為に関する抗議はレース終了後30分以内でなければならない。
- ～ 7) 審判員の判定に対する抗議は受け付けられない。

第44条 抗議の裁定

- ～ 1) 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者のみに口頭で通告された後、公式通知等で公表される。
- ～ 2) 審査後、ただちに裁定が下されない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。
- ～ 3) 抗議保証金は、抗議が成立した場合、抗議提出者に返還されるが、抗議不成立の場合は没収される。

第45条 罰則の適用

- ～ 1) 本規則、および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。
- ～ 2) 競技会で大会審査委員会が違反者に課することができる罰則は次の通りとされる。
 - ①訓戒、嚴重戒告（始末書提出）、罰金。
 - ②競技結果へのタイム加算、周回数減算、失格または競技中にペナルティストップ10秒以上。
 - ③ドライビングスルーペナルティただし、大会審査委員会は状況に応じて上記①・②・③の罰則を軽減したり強化することができる。

◆ドライビングスルーペナルティ

ドライビングスルーペナルティはコントロールタワー下のメインポストで競技番号+ D ボード（黒ベースに黄のD字）が提示される。（黒旗は提示されない）該当車両は3周以内にピットインし、自己のピットに停止することなくピット出口からコースに復帰すること。

◆ペナルティストップ

ペナルティストップはコントロールタワー下のメインポストで競技番号+ P ボード（黒ベースに赤のP字）が提示される。（黒旗は提示されない）該当車両は3周以内にピットインし、ペナルティストップエリアにて規定時間以上停止し、終了後ピット出口からコースに復帰すること。

第13章 本規則の適用と補則

第46条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第47条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- ～ 1) 参加者の住所に郵送される。
 - ～ 2) 大会事務局に掲示される。
 - ～ 3) パドック（ピット裏）の掲示板に掲示される。
 - ～ 4) 公式予選、あるいは公式予選や決勝レース前など必要に応じて招集されるドライバーズブリーフィングで指示される。
 - ～ 5) ピットモニターにテロップ表示される。
 - ～ 6) 緊急の場合は、場内放送で伝達される。
- 以上の方法等により参加者に通告される。

第48条 ブルテン

大会特別規則発行後に規則の制定、改定などが生じた場合は「2021もてぎチャンピオンカップブルテン」として、もてぎチャンピオンカップ公式ホームページにて公表される。

もてぎチャンピオンカップ公式ホームページ https://www.twinring.jp/champion_m/

第14章 オーガナイザーの権限

第49条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- ～ 1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- ～ 2) 競技長が必要と認めた場合、ドライバーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の上の理由による可否を最終的に指定することができる。
- ～ 3) 競技番号の指定、あるいはピットの割当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- ～ 4) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。ただし大会が中止された場合、参加料は返還される。
- ～ 5) 各レース区分において申し込み数が20台に満たない場合、そのレース区分を他のレースと混走のレースとして開催、またはそのレース区分を取り止めることができる。
- ～ 6) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- ～ 7) 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録、または変更について許可することができる。
- ～ 8) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- ～ 9) 車両改造に関する違反を行ったドライバー、参加者、チューニングショップはツインリンクもてぎにおいて最高1年間レースの出場が拒否される場合がある。
- ～ 10) 賞典およびもてぎチャンピオンカップレースシリーズポイントの取扱いについて最終的な決定権を有する。

第50条 本シリーズ特別規則の施行

本シリーズ規則は、2021もてぎチャンピオンカップレースに適用されるもので、各競技会の参加申し込み受け付け開始と同時に有効となる。

第51条 シーズン途中における規則の制定および改定

シーズン途中における規則の制定、改定などは、もてぎチャンピオンカップレースブルテンとして以下のツインリンクもてぎホームページおよび大会公式通知にて公表される。

https://www.mobilityland.co.jp/champion_m/

第15章 賞 典

第52条 賞典

- ～ 1) 各レースの賞典は次の表のとおりとする。(賞金には消費税・源泉税を含む)

①スーパー FJ

スーパー FJ賞典については別途ブルテンにて公示する

②F4

順位	賞典内容
1 位	トロフィー + 賞金 100,000円
2 位	トロフィー + 賞金 60,000円
3 位	トロフィー + 賞金 40,000円
4 位	トロフィー + 賞金 30,000円
5 位	トロフィー + 賞金 20,000円
6 位	トロフィー + 賞金 10,000円

③もてぎスポーツ

以下2クラスそれぞれに賞典およびポイントが授与される。

もてぎシビック、VITA

順位	賞典内容
1 位	トロフィー+副賞
2 位	トロフィー+副賞
3 位	トロフィー+副賞
4 位	トロフィー
5 位	トロフィー
6 位	トロフィー

④FIT1.5チャレンジカップ

(a) 総合

順位	賞典内容
1 位	トロフィー+副賞
2 位	トロフィー+副賞
3 位	トロフィー+副賞
4 位	トロフィー
5 位	トロフィー
6 位	トロフィー

※Honda賞 協賛：本田技研工業株式会社

順位	賞典内容
1 位	賞金 50,000円
2 位	賞金 30,000円
3 位	賞金 20,000円

(b) GD3/GE8クラス (FIT1/FIT2)

順位	賞典内容
1 位	トロフィー+副賞
2 位	トロフィー
3 位	トロフィー

～ 2) 予選出走台数が少ない場合は、次のように制限する。

2～3台：1位のみ	4～5台：2位まで	6～7台：3位まで
8～9台：4位まで	10～11台：5位まで	12台～：6位まで

※上記以外のレースの賞典については各シリーズ規則に従う。ただし、各シリーズ規則で本規則によると定められている場合は上記～ 1)①および～ 2)が適用される。

●レース賞金を受領される個人の方については、マイナンバー（個人情報）を収集させていただきまので、ご理解ご協力をお願いいたします。

第53条 シリーズ賞（FIT1.5チャレンジカップ・もてぎスポーツ）

～ 1) FIT1.5チャレンジカップ（総合）、もてぎスポーツにおいて、次の表のとおり各レースの入賞ドライバーに1戦ごとにポイントが与えられ、シリーズで得た全ての得点を合計し、下記に該当する者の中から総合得点の多い者より順位を決定する。

FIT1.5チャレンジカップ、もてぎスポーツで2021年シリーズにおいて同レースに3戦以上参加したドライバー。

ただし、3戦以上開催のクラスとする。

※スーパーFJについては別途ブルテンにて公示する

順位	優勝	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	20p	15p	12p	10p	8p	6p	4p	3p	2p	1p

また、公式予選結果のポールポジションのドライバーに対して1点のポイントを与える。

※出走台数によるポイントの制限はない。

～ 2) FIT1.5チャレンジカップ、もてぎスポーツにおいて、各クラスのポイント獲得者のうち、上位6位までのドライバーにはシリーズ賞が与えられる。ただし、3戦以上レースが成立したクラスに限る。（賞金には消費税・源泉税を含む）

※スーパーFJについては別途ブルテンにて公示する

①FIT1.5チャレンジカップ（総合）、もてぎスポーツ内のクラス

ランキング	賞典内容
1位	トロフィー + 賞金 170,000円
2位	トロフィー + 賞金 70,000円
3位	トロフィー + 賞金 50,000円
4位	トロフィー + 賞金 30,000円
5位	トロフィー + 賞金 20,000円
6位	トロフィー + 賞金 10,000円

●レース賞金を受領される個人の方については、マイナンバー（個人情報）を収集させていただきまので、ご理解ご協力をお願いいたします。

※スーパーFJについては別途ブルテンにて公示する

②FIT1.5チャレンジカップ（GD3/GE8クラス）

ランキング	賞典内容
1位	トロフィー
2位	トロフィー
3位	トロフィー

～ 3) 各クラスのシリーズ賞は各大会の公式予選出走台数を平均(小数点以下切り捨て)し、その平均台数により、入賞者に授与される。

3台：1位のみ	4～5台：2位まで	6～7台：3位まで
8～9台：4位まで	10～11台：5位まで	12台～：6位まで

～ 4) 総合得点が同点で、上記～ 1)で決定できない場合、6位までの入賞回数の多い者を上位とする。

～ 5) 上記～ 4)で決定できない場合、最終戦での順位が上の者を上位とする。

～ 6) 上記～ 5)でも決定できない場合、最終戦に最も近いレースの順位が上の者を上位とする。

～ 7) 上記～ 6)でも決定できない場合、組織委員会において決定する。

～ 8) 混走となったレースの場合は、各クラスの順位に従ってポイントが与えられる。

第16章 参加車両規定

第54条 F4レースの車両規定

1. 参加車両

2021年JAF国内競技車両規則第11章フォーミュラ4 (F4) 規定に合致した車両とする。

2. タイヤに関する規定

2021年JAF国内競技車両規則第4編付則、F4車両規定の競技会実施細則 1. タイヤに準拠する。

1) 住友ゴム工業株式会社が指定したタイヤを使用すること。

2) ハンドカットによるタイヤ加工を禁止する。

3) 公式予選、決勝レースを通じて競技会に使用するドライタイヤは1セットのみとする。

4) 競技中のタイヤ交換は外的要因(パンク等)により、競技長の許可を得た場合以外は認められない。交換した場合は、ペナルティを課す場合がある。

ただし、住友ゴム工業株式会社(ダンロップ)からの申請に基づき、競技会審査委員会が認めた場合、1本のみであれば罰則を科せられることなく交換出来るが、2本以上を交換する場合は、決勝レース(1大会2レース制の場合は2レースとも)は最後尾スタートとされる。

なお、当初のグリッドより3グリッド以内に最後尾グリッドがある場合は原則としてピットスタートとする。この場合のタイヤ変更の申請に対する時間的制限は、公式予選終了後30分以内とする。

タイヤ交換を行う場合には、交換されるタイヤのマーキングが大会技術委員により除去され、新たに使用されるタイヤにマーキングが実施される。

3. 車両交換等の禁止

公式車検に合格した車両は、車両の交換、またはエンジンおよびトランスミッションのアッセンブリ交換が禁止される。

やむを得ない事由で交換しなければならない場合、車両を除き、当該技術委員長、並びに大会競技長の承諾のもと、大会審査委員会が許可したものに限り交換が認められる。ただし、公式予選で達成された当該エントラントのスターティンググリッドが失われることを条件とする。

(最後尾グリッドからのスタートが理由の如何を問わず条件とされる。)

なお、当該エントラントの当初のグリッドより5グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はピットスタートとする。

また、この場合のエンジン、およびトランスミッション交換の申請に対する時間的制限は、公式予選終了後30分以内とする。

第55条 スーパー FJ (S-FJ) レースの車両規定

1. 参加車両

2021年JAF国内競技車両規則第10章スーパー FJ (S-FJ) 規定に合致した車両とする。

2. タイヤに関する規定

2021年JAF国内競技車両規則第4編付則、S-FJ車両規定の競技会実施細則 3. タイヤに準拠する。

- 1) 横浜ゴム株式会社が指定したタイヤを使用すること。
- 2) ハンドカットによるタイヤの加工を禁止する。
- 3) 公式予選、決勝レースを通じて競技会に使用するドライタイヤは1セットのみとする。
- 4) 競技中のタイヤ交換は外的要因（パンク等）により競技長の許可を得た場合以外は認められない。交換した場合は、ペナルティを課す場合がある。

ただし、横浜ゴム株式会社からの申請に基づき、競技会審査委員会が認めた場合、1本のみであれば罰則を科せられることなく交換出来るが、2本以上を交換する場合は、決勝レースは最後尾スタートとされる。

なお、当初のグリッドより3グリッド以内に最後尾グリッドがある場合は原則としてピットスタートとする。この場合のタイヤ変更の申請に対する時間的制限は、公式予選終了後30分以内とする。

タイヤ交換を行う場合には、交換されるタイヤのマーキングが大会技術委員により除去され、新たに使用されるタイヤにマーキングが実施される。

3. 車両交換等の禁止

公式車検に合格した車両は、車両の交換、またはエンジンおよびトランスミッションのアッセンブリ交換が禁止される。

やむを得ない事由で交換しなければならない場合、車両を除き、当該技術委員長、並びに大会競技長の承諾のもと、大会審査委員会が許可したものに限り交換が認められる。ただし、公式予選で達成された当該エントラントのスターティンググリッドが失われることを条件とする。

（最後尾グリッドからのスタートが理由の如何を問わず条件とされる。）

なお、当該エントラントの当初のグリッドより5グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はピットスタートとする。

また、この場合のエンジン、およびトランスミッション交換の申請に対する時間的制限は、公式予選終了後30分以内とする。

第56条 もてぎスポーツ（もてぎシビッククラス）の車両規定

1. 参加車両

ホンダシビックSiRシリーズ（EG6型またはEK4型）またはホンダシビックタイプR（EK9）として通常に国内モデルとして生産、販売された車両とする。

2. 改造範囲

2021年JAF国内競技車両規則第3章（一般規定）、第4章（安全規定）、第5章（量産ツーリングカー（N1））に許される改造）に従ったものとし、さらに次の各項に従ったものでなければならない。

1) 純正部品

純正部品とは、ホンダシビックSiRシリーズ（EG6型またはEK4型）およびホンダシビックタイプR（EK9）国内向け仕様として生産者から出荷された状態のもので、無修正のものを指す。オートマチックトランスミッション車用の部品は使用できない。

2) 車両のフレームナンバー

車両のフレームナンバーは、生産時に刻印されたものを有すること。

3) エレクトロニクスコントロールユニット（ECU）

使用するECUは、指定しない。

4) シリンダーヘッドガスケット

シリンダーヘッドガスケットの変更は許されない。交換する場合は、その車両用に販売される純正部品とのみ交換することが許される。

- 5) 車両最低重量
- ①車両最低重量は、EG6型890kg、EK4型910kg、EK9型920kgとする。
 - ②バラストの取り付け
規定の車両重量を満たすためにバラストを取り付ける場合2021年JAF国内競技車両規則第3章、第3条3.3)に従って取り付けられていなければならない。
- 6) チタン製部品の使用禁止
チタンを材料とした加工物は、一切の使用が禁止される。
- 7) ロールケージ
2021年JAF国内競技車両規則第4章に準拠した6点式以上のロールケージが使用されていなければならない。
また、全ての車両に対し、フロントロールバーとフロントピラー（Aピラー）とを固定できる取り付け部分を設けることを推奨する。
- 8) ウォーターラジエター
取り付け角度の変更は許されない。
- 9) ピストンおよびコンロッド
ピストンおよびコンロッドのバランス調整は禁止される。
- 10) 燃料経路
燃料に影響を及ぼす加熱および冷却装置の使用は禁止される。
- 11) 車両交換等の禁止
公式車検に合格した車両は、車両の交換、またはエンジンおよびトランスミッションのアクセシブルな交換が禁止される。
やむを得ない事由で交換しなければならない場合、車両を除き、当該技術委員長、並びに大会競技長の承諾のもと、大会審査委員会が許可したものに限り交換が認められる。ただし、公式予選で達成された当該エントラントのスターティンググリッドが失われることを条件とする。（最後尾グリッドからのスタートが理由の如何を問わず条件とされる。）
なお、当該エントラントの当初のグリッドより5グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はピットスタートとする。
また、この場合のエンジン、およびトランスミッション交換の申請に対する時間的制限は、公式予選終了後30分以内とする。
- 12) 安全ベルト
ショルダーベルトがYタイプのは、使用が禁止される。
- 13) ドライバー防護ネット
参加車両には、「ドライバー防護ネット」の取付けを推奨する。
防護ネットを取り付けない場合はドライバー側のサイドウィンドウを閉めて走行することを推奨する。
- 14) 排気音量
車両は、その排気音量90db(A)以下に規制できる消音器を取り付けなければならない。音量の測定は、本規則第61条の（※音量の検査方法）による。
- 15) 窓ガラス
- ①サイドウィンドウは、ドライバー氏名以外の貼付物が禁止され、透明が保持されていなければならない。
 - ②リアウィンドウは、その上端に天地幅8cmで接した帯状部分、およびリアゼッケン貼付部分を除き、いかなる貼付物も禁止され、透明が保持されていなければならない。

16) タイヤに関する規定

2021年JAF国内競技車両規則第5章に準拠し、次の通りとする。

- ①使用が許されるタイヤは、タイヤ製造者が1993年1月1日以降に発表した日本国内向け市販タイヤ製品カタログに記載表示され、通常販売されているラジアルタイヤとする。
- ②使用できるタイヤサイズは195/55R15のみとする。
- ③公式予選から決勝を通じて使用できるタイヤは4本までとする。
使用するタイヤ4本は、公式車両検査時にオフィシャル（技術委員）によってタイヤマーキングが実施される。
- ④路面がウェット状態であると競技長が宣言した場合、上記③においてマーキングされたタイヤ以外の使用が認められる。
- ⑤上記「ウェット宣言」以外の状況で、マーキングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合次の通りとする。
 - 1.公式予選中のタイヤ交換は認められない。
 - 2.公式予選終了後にマーキングされたタイヤを交換する場合は、公式予選終了後30分以内に文書により大会競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。タイヤ交換者が複数の場合、当初のグリッド順に従い、最後尾からグリッドが形成される。
- ⑥タイヤの裏組み(左右を逆に組みなおす)は禁止される。

第57条 もてぎスポーツ（VITAクラス）の車両規定

1. 定義

オープンスポーツカーのデザインを取り入れ、モータースポーツ愛好家のために設計された4輪自動車である。車両の製造者は、より多くの人にレーシングカーを楽しんでもらうことを主旨として開発し、決して性能競争に奔走してはならない。認定された車両の基本デザインの変更はできない。この車両はもてぎチャンピオンカップレース組織委員会によって認定された、VITA -01 Type-A、B、Cとし、本車輛を製造するウエストレーシングカーズ（株）の出荷時の状態を基本とする。なお、出荷時の状態が維持されているかの判断は、VITA-01の純正パーツリストと認定車輛写真が用いられるが、判断が困難な場合はウエストレーシングカーズ(株)からの提言が採用される。ただし、事前にウエストレーシングカーズ（株）が車両製作上で仕様変更を行なった場合はこの限りではない。基本的には、下記の項目で記載されていない箇所は加工および変更禁止とする。

2. 材料規制

以下の材質の使用は禁止される。

マグネシウム・チタニウム・カーボン・アラミド繊維。

3. 車両規則

エンジンおよび補機

- 1) エンジンはトヨタVitzRS（NCP13）に搭載されている1NZ（カムローラーロッカータイプを除く）を使用し、最大排気量は1500ccまでとする。エンジン内部および補機（エンジンが始動する為の総ての関連部品）は、下記の項目を除き改造も変更もしてはならない。
ただし、シャシーにエンジンを搭載するための最少限の変更は許される。
- 2) スパークプラグは純正型番と同じねじ径・長さ寸法であれば変更可能。
スパークプラグの加工は禁止される。
- 3) サーモスタッドは自由。
- 4) オイルフィルターは自由。
- 5) エアフィルターの交換は自由とするが、純正エアフィルターボックスは加工および取り除きは禁止され、その吸入口から前方に伸びる吸入ホースは、左側ファイアーウォールまでとし、ファイアーウォールで開口される。開口部はΦ80mm以下とする。
ファイアーオールより前方に伸びる吸入口は禁止される。（突き出しは最大15mmまで）

- 6) 燃料ポンプからエンジンデリバリーパイプ間には燃圧変更装着の取り付けは禁止される。
(燃圧変更装置は禁止)
- 7) クラッチディスクは材質の変更のみ認められる。
- 8) エンジンオルタネーター【1】に取り付けられているもの】およびオルタネーターベルトを付けた状態とし、そのオルタネーターはエンジンが作動している状態では、いかなる場合でも発電機能をさせた上で取り付けられていること。
なお、オルタネーターベルトの変更は認められる。
- 9) シリンダーブロックはホーニングのみ認めるが、オーバーサイズピストンは認めない。
- 10) エキゾーストパイプは1次集合までは純正品を使用し、テールパイプは破損した場合に限り修復できるが、直管で寸法はΦ50mm～Φ75mmとする。(触媒部分は除く)
- 11) 触媒は純正品のものを使用すること。
- 12) ECUの一切の変更および改造は許されない。ECUに繋がるエンジンハーネスは、エンジン作動の為に配線のみ変更が許されるが、ECUに繋がるエンジンハーネスは、純正の配線以外の使用は禁止される。
- 13) 水温センサーは変更できる。
- 14) 1) で規定されているエンジントヨタVitz RS (NCP13) 以外で、ウエストレーシングカーズ^(株)で新規に搭載されるトヨタエンジン (NCP131) それに組み込みされるトランスミッションには、エンジンおよびトランスミッションが分解できないように封印がなされる。封印のないエンジンおよびトランスミッションは使用できない。このエンジンにはウエストレーシングカーズ^(株)で指定しECUが加工取付されるが、その内部プログラムは固定され、変更・改造は禁止される。
純正エンジンハーネスは、専用ECU接続のため加工されているが、これ以外に加工・外部からの接続などは禁止される。
NCP131封印エンジンにも前述の2)、3)、4)、5)、6)、7)、8)、10)、11) は適用される。
但し、13) 水温センサーの変更は禁止される。また、NCP131封印エンジンのセンサー類はすべてウエストレーシングカーズ株式会社より出荷される状態からの変更や追加は禁止される。
※封印エンジン・トランスミッションのリペア再使用についてはウエストレーシングカーズ株式会でレギュレーション・メーカー修理書に基づき厳格に整備・封印されたものについては使用可能とする。
- 15) メーター類の変更は自由。
専用ECUから接続できるのは、指定されたCAN通信のみ可能。

4. 車体と寸法

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 車両の最大長 | 4,000mm |
| 車両の最大幅 | 1,700mm |
| ホイールベース | 2,150 ～ 2,250mmの間とする |
| フロントオーバーハング | 800mm以下 |
| リアオーバーハング | 800mm以下 |
| 高さ | 950mm (安全ロール構造体を除き地上から950mmを超えてはならない) |
- 1) ボディは排気パイプを除き、すべての機械的構成要素を覆うこと。
 - 2) ボディはホイール上の張り出し、少なくともホイールの円周の1/3にわたり効果的に覆いタイヤの幅も覆うこと。

5. 最低重量

車両の重量は下記型式エンジン搭載によって下記重量以上とする。

1、NCP13・・・600kg

2、NCP131・・・615kg

(レース用装備品をすべて着用した状態のドライバーおよび燃料を含めた、競技の行われている全ての期間中の重量を言う。)

ただし、もてぎチャンピオンカップレース組織委員会はシーズン途中に最低重量を変更する権限を有する。

6. 駆動

最大2輪とする。また、デフの形式はフリーデフのみとする。

7. ギアボックス

前進5段、後退1段を越えるものであってはならない。

トヨタVitz RS (NCP13) のエンジンに装着されていた標準のギアボックスを使用すること。

また、そのギアボックスの改造もしくは変更は許されない。標準のギアレシオは、下記のレシオとする。

1速・・・・・・・・・・3.166

2速・・・・・・・・・・1.904

3速・・・・・・・・・・1.392

4速・・・・・・・・・・1.031

5速・・・・・・・・・・0.815

最終減速比・・・・・・・・4.312

8. 後退ギア

すべての車両は競技会の出走時において作動可能な後退ギアを含むギアボックスを有さなければならない。また、着座したドライバーによって操作できること。

9. 運転席

ドライバーシートの変更は認められる。

10. ホイール

1) 15インチ径のホイールを使用すること。リム幅は最大7・0インチまでとする。

2) 材質は鉄またはアルミ軽合金とする。

11. タイヤ

1) スリックタイヤは不可。

2) タイヤに関する規定

銘 柄：DUNLOP DIREZZA V01 「FOR VITA USE ONLY」

サイズ：190/600R15 とする。

3) 公式予選、決勝レースを通じて、車両1台あたりに使用できるタイヤは4本とし、公式車検時にマーキングされる。タイヤは公式車検時に未使用でなければならない。これは本来の性能の均衡化を目的としたものである。タイヤが未使用か判断が困難な場合は「住友ゴム工業株式会社(ダンロップ)」からの提言を受け、技術委員長の最終判断とする。なおこれに対する抗議は一切認められない。

4) 路面がウェット状態であると競技長が宣言した場合、上記3)においてマーキングされたタイヤ以外の使用が認められる。

5) 上記「ウェット宣言」以外の状況で、マーキングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合次の通りとする。

1. 公式予選中のタイヤ交換は認められない。

2. 公式予選終了後にマーキングされたタイヤを交換する場合は、公式予選終了後30分以内に文書により大会競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。タイヤ交換者が複数の場合、当初のグリッド順に従い、最後尾からグリッドが形成される。

- 6) タイヤの裏組み(左右を逆に組みなおす)は禁止される。
- 7) タイヤウオーマー・タイヤの加工(溶剤の塗布など)は禁止される。
- 8) ハンドカット等によるタイヤの加工は禁止される。

12. サスペンション

サスペンション形式はアウトボード形式とし、コイルダンパーユニットの一方はフレーム側ピックアップに、他方はサスペンションアームに付く形式を言う。インボード形式やブッシュロッド形式は不可とする。

ダンパーおよびコイルスプリングの変更は自由。

13. 制動装置

同一のペダルによって操作される2系統の回路を有し、次の条件に合うものでなければならない。

ペダルは通常4輪を制御するものであること。制動装置のパイプに漏れがある場合、もしくは制動伝達装置に何らかの欠陥がある場合でも、ペダルは少なくとも2輪を依然として制御するものであること。

ブレーキパッドの変更は自由。

14. 赤色警告灯

12ワット(相当)以上の赤色警告灯2個と停止灯2個を後方から明瞭に見えるように取り付けること。

赤色警告灯は競技長の指示により常時点灯できる構造でなければならない。

15. 燃料パイプ、タンク、ケーブルおよび電気装置

- 1) ライン/ケーブル/電気装置ライン、ケーブルおよび電気装置が、その取り付け位置/材質/連結方法等に関して航空機工業基準に準拠していない場合、次のことを生じるいかなる漏れもないよう取り付けられなければならない。

- ーコクピット内の液体たまり
- ーコクピット内への液体の侵入
- ー電気または電気装置と液体の接触

もし、ケーブルラインあるいは電気装置がコクピットを通過する、またはコクピット内に取り付けられている場合それらは防火材でかつ液体の侵入を防ぐ材料によって完全に覆われていなければならない。

2) パイプライン

エンジンに常設されているパイプラインを除き、コクピットの外部にあるすべての燃料パイプラインは、最大作動温度135℃で、41MPa(bar)の最低破壊圧力を有していなければならない。

3) 燃料タンク

下記に従い、FIA公認の安全燃料タンクの(FIA-FT3)装着が義務付けられる。

(参考: VITA部品番号 VITA-N-01-FT3)

A)最大容量20リットルまでのタンクを一個、なおコレクタータンクの使用は禁止される。

B)取付位置はシートバックと主要ロール構造体のバルクヘッドの間とする。

16. 車体

1) シャシー構造体

- ①スペースフレーム構造を基本とする。

主要な構造体には外形32mm以上で肉厚1.6mm以上のパイプを使用しなければならない。

ドライバーの足部裏面からドライバー座席の背部までのコクピット内部断面積は1,140cm²以下であってはならず、また最小幅はコクピットの全長を通じ380mm以上で主要ロール構造体バルクヘッド部は680mm以上なければならない。

- ②フロントサスペンションピックアップは車体構造体の外部にあり、フロントバルクヘッドからピックアップ後部まではスペースフレームに厚さ1.6mmの鉄板を溶接で組み合わせられた構造でなければならない。

- ③スペースフレーム構造体両側面には補強として肉厚1.5mm以上のパネルを貼付けられる。
このパネルの最小引張強度は225N/mm²以上であること。

2) 側面防護体

ドライバーを保護するため、車両の両側に側面防護体を設けなければならない。

側面防護体は車両の中心線から最小750mmのところ、高さ95mm以上、前後長さは第2ロール構造体の前端から燃料タンク後端までの間に、車体構造体と連結したボックス構造を備えること。

この側面防護体は最小引張強度225N/mm以上のパネルを使用した構造であること。

3) コックピット

コックピットはドライバーが脱出するために5秒以上を要しないよう設計されていること。コックピット開口部は、ステアリングホイールより後方600mmから前方において600mmの開口部が前後方向に300mm以上あること。

コックピット前方に、ウインドスクリーンの取り付けは認められる。

4) 後方視界

車両には、ドライバーが後方を見るために少なくとも2つのミラーを装備すること、また、それぞれのミラーの最小幅は150mmで、少なくともそれが縦50mmにわたり維持されていなければならない、各コーナーの半径は10mmを超えてはならない。

取付けてあるミラーの高さは、ミラー部分の上面が最低カウルから200mm以上あること。

5) 空力装置

リアに取り付けられているウイングの翼断面は指定される。(図-1参照)

ウイングには、ガーニーフラップ等の付加物は禁止される。

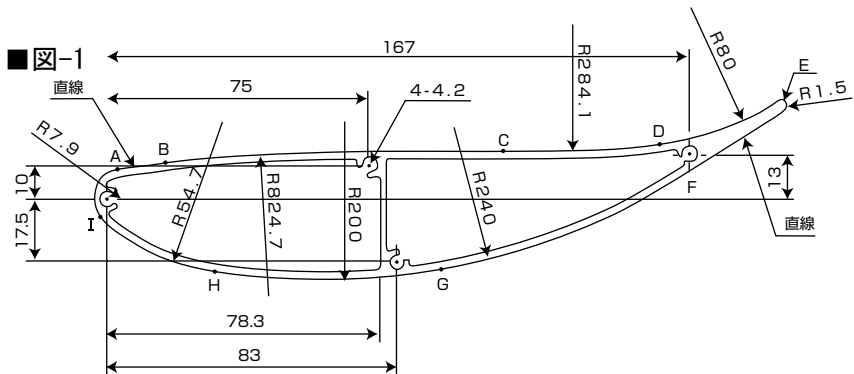
リアウイング以外の空力付加物の取り付けは禁止される。

6) 牽引用穴あきブラケット

2021年JAF国内競技車両規則第1編第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第8条に準拠して取り付けなければならない。

ただし、オープンボディの車はブラケットをロールバーで兼用できる。

その場合は牽引位置を黄色に明示すること。



17. 安全装置

1) 安全ベルト

2本の肩部ストラップ、1本の腰部ストラップ、および脚の間の2本のストラップからなる安全ベルトの着用が義務つけられる。これらのストラップはFIA基準8853/98、8853-2016に合致していなければならない。(ヘッドアンドネックサポート指定ベルトは除く)

2) ヘッドレスト

すべての車両は後方へ833N（85kg）の荷重がかかった時に、50mm以上傾かないヘッドレストを備えていなければならない。ヘッドレストの表面は20,000mm²以上で連続的であり、突き出した部分があってはならない。ドライバーの頭部を守る目的に限りロールバーの内部にヘッドレストおよび側面プロテクターの取り付けは許される。ただし、ロールバーからはみ出さないこと。

3) 安全ロールバー

①ロールバー

- a) 安全構造の基本目的はドライバーの保護にある。この目的は設計の基本考察である。
- b) すべての車両は、少なくとも2つのロールバー構造を装備しなければならない。（チタニウム材の使用は禁止される）ロールバー構造体は外径35mm以上、肉厚2.0mm以上の冷間仕上継目無鋼管を使用すること。第1ロールバー構造体は、ステアリングホイール的前方にありステアリングホイール頂点の前25cm以上にあってはならない。第2ロールバー構造体は、第1ロールバー構造体の後方から50cm以上離れていなければならない、またドライバーが正常に車両に着座し、ヘルメットをかぶりシートベルトを締めた状態のとき、そのドライバーのヘルメットは第1ロールバー構造体の頂点と第2ロールバー構造体の頂点を結ぶ線を超えてはならない。座席の背部にある第2ロールバー構造体は、車両の縦の中心線に対して左右対称であり、また次の項目に合致しなければならない。最低高はコクピット底面から垂直に測定し、ロールバーの頂点までの間が少なくとも90cmなければならない。ロールバーの頂点は通常の運転姿勢におけるドライバーのヘルメットから少なくとも5cm上方になければならない。

②強度

ロールバーの構造の規格については、まったく自由であり、下記に示された最小強度に耐えうる

ものでなければならない。

1.5W:横方向

5.5W:車両の前後方向

7.5W:垂直方向

Wは600kgとする。

コンストラクター責任者またはその設計者によってサインされた証明書を競技会技術委員に提出しなければならない。証明書には、このロールバーの図面または写真を付けるとともに、このロールバーが上記の荷重に耐えうることを明記しなければならない。

③一般考察

ボルト、ナットを使用する場合にはその数に応じて十分な最小寸法を必要とする。その材質は最上級であること。（航空機用）スクエアヘッドボルト、ナットは使用しないこと。

構造の主たる部分には継ぎ目のない1本の管を使用し、曲折部分は滑らかに連続的に曲げられており、ひだ、あるいは壁部に欠損がないこと。

溶接は全体にわたって最高の技術をもって行われるべきである。（通常はアーク溶接または特別の場合にはヘリアークが使われる）

スペースフレーム構造に開しロールバーの構造はそれにかかる荷重を広い面積に分散するように車両に取り付けられることが重要である。

ロールバーを単一の管あるいは継ぎ足された管に付着させるだけでは不十分である。

ロールバーはフレームの延長として設計されるべきで、単にフレームの付属として考えるべきではない。

基本構造の強度には十分な考慮が払われるべきである。例えば荷重を分散させるため補強バーあるいはプレートを付加すること。

4) 燃料タンクの注入キャップ

①燃料入口とキャップは車体より突き出してはならない。

衝突の際および不完全なロックによりキャップがゆるまぬように設計されていなければならない。

②空気孔はコクピットの後方15cm以上の場所に位置すること。

③給油時のオーバーフローガソリンはコクピット内に流入しない構造であること。

5) 消火装置

すべての車両は、内容量2kg以上の粉末消火器、または、FIA国際競技規則付則J項第253条7項に記された消火器を、ドライバーが速やかに操作できるようにしなければならない。金属製ストラップの付いたラピッドリリースメタル（ワンタッチ金具）の装着のみ認められる。

（最低2箇所に装着することが推奨される）

記載事項

以下の情報を消火器に明記しなければならない。

a)容器の容量

b)消火剤の種類

c)消火剤の容量もしくは重量

d)消火剤の点検日（消火器の有効期限は、充填した日もしくは前回点検日から2年とする）

6) ステアリングホイール

ステアリングに切れ目があるてはならない。

スイッチやメーター等を装着する場合は、それらが突起した形状（トグルスイッチ等）であってはならず、トグルスイッチ以外のスイッチやメーターを装備する場合は、ドライバーと対面するステアリングホイールリム全体で形成される平面よりもドライバーに近いところに位置してはならない。

緩衝パッドの装着を推奨する。

ステアリングホイールの変更は自由とする。

7) 電気回路開閉装置（サーキットブレーカー）

すべての回路を遮断できる電気回路開閉装置（サーキットブレーカー）を取り付け、その取り付け位置には赤色のスパークを底辺が最小10cmの青色の三角形で囲んだ記号で表示し、外部からでも容易に操作できること。

8) オイルキャッチ装置

エンジンから外に出るオイルを集めるためにタンクもしくは装置を装着しなければならない。

この装置は最小限2リットルの容量を有するものでなければならない。

この容器は外観よりオイル量が確認できるポリ容器か、透明な窓枠を備えること。

ミッションケースにより後方に位置してはならない。

9) 防火装置

全ての車両は出火の際、火災の直接の噴出を防止するためのエンジンと運転席の間に有効な防護壁を設けなければならない。

10) 触媒装置および消音器

触媒装置の装着を義務付け、消音器の装着が推奨される。

11) 排気音量

JAF国内競技車両規則に示された「レース車両の排気音量規制」の検査方法に準じ、排気音量規定値は最大で105dB（A）以下とし、各競技会の特別規則書を優先する。

12) その他

技術委員長によって安全でないと判断された車両は競技に参加できない。

18. データロガー搭載及びデータの開示

公式予選上位6位までの車両に、指定されたポータブルタイプのデータロガーを搭載するように指示された場合は、その搭載されたデータロガーの決勝レース中のデータは、VITAクラス参加者に開示しなければならない。

19. 連続優勝をした参加者には性能調整をする場合がある。性能調整を実施する場合は、第48条に定めるブルテンにて公示する。性能調整の方法はもてぎチャンピオンカップレース組織委員会がその限を持つ。

第58条 FIT1.5チャレンジカップ車両規定

1. 参加車両

通常に国内モデルとして生産、販売された FIT GK5（ホンダセンシング装備車両を除く）、FIT GE8、FIT GD3 とする。

2. 改造範囲

2021年JAF国内競技車両規則第1編第3章（一般規定）、第4章（安全規定）、第5章（量産ツーリングカー〈N1〉に許される改造）に従ったものとし、さらに次の項目に従ったものでなければならない。

1) 最低重量

GD3 910kg

GE8 990kg

GK5 1,010kg

（燃料およびレース用装備品を全て着用した状態のドライバーを含めた、競技の行われている全ての期間中の重量を言う）

※耐久時の最低重量は、登録されているドライバーで重量が最も軽いドライバーを基準とする。

2) タイヤ・ホイール

①公道の走行が許可される一般市販ラジアルタイヤとする。

使用が許されるタイヤは、タイヤ製造者が1993年1月1日以降発売した日本国内向け市販タイヤ製品カタログまたはタイヤ製造者のホームページに記載表示され、通常に販売されているラジアルタイヤとする。

②使用できるタイヤサイズは最大幅195、最大ホイールインチ数は15インチまでとする。

ただしGK5については、195/55R15のみとする。

③公式予選から決勝を通じて使用できるタイヤは4本までとする。

使用するタイヤ4本は、公式車両検査時にオフィシャル（技術委員）によってタイヤマーキングが実施される。

④路面がウェット状態であると競技長が宣言した場合、上記③においてマーキングされたタイヤ以外の使用が認められる。

⑤上記「ウェット宣言」以外の状態で、マーキングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合次の通りとする。

－1. 公式予選中のタイヤ交換は認められない。

－2. 公式予選終了後にマーキングされたタイヤを交換する場合は、公式予選終了後30分以内に文書により大会競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。（ただし、当初のグリッドより3グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はビットスタートとする）タイヤ交換者が複数の場合、当初のグリッド順に従い、最後尾からグリッドが形成される。

－3. 決勝レーススタート後のタイヤ交換は自由とする。ただし、タイヤ交換の作業は決勝レースがスタートするまでは一切行ってはならない。何らかの事由で、ビットスタートとなる場合も同様とする。

⑥タイヤの裏組み(左右を逆に組みなおす)は禁止される。

⑦タイヤへの加工は一切禁止される。

⑧ただし、もてぎEnjoy耐久レース“Joy耐”および、もてぎEnjoyミニ耐久レース“ミニJoy耐”においては本数制限を行わず、適用される項目は同条①、②、⑥、⑦のみとする。

3) ヘッドガasket

GK5については、ヘッドガasketの変更は許されない。

4) 補強

GK5については、車体の補強は一切禁止される。

3. ロールケージ

GE8およびGK5は、主催者が定める下記の指定品を使用する。

GD3は、2021年JAF国内競技車両規則 第1編 第4章 第6条（ロールケージ）に従う。

GE8 M-T E C製（70020-XN7-KON0）

GK5 M-T E C製（70020-XN6-KON0）

なお、GK5指定品ロールケージ（70020-XN6-KON0）のボディシェル／シャシーへの取り付けについて、ロールケージ本体はボルト／ナット締結により脱着可能な状態を保つ事とし、溶接等により追加結合することは禁止される。

4. エレクトロニクスコントロールユニット（ECU）

GK5は主催者が指定部品として大会期間中に貸し出すECUに限り使用が許される。

5. 排気系統

GK5は主催者が定める指定品を使用する。

指定品 M-T E C製（18000-XN6-KON0）

GE8およびGD3は、2021年JAF国内競技車両規則第1編第5章（量産ツーリングカー〈N1〉）に従う。なお、排気音量規定については2021もてぎチャンピオンカップレース特別規則書第61条に従い、排気音量は90dB(A)以下とする。

6. フロントハブおよびフロントブレーキディスク

GK5は標準部品または以下の部品の使用が認められる。

ハブ ASSY. フロント 44600-SLN-A00

ディスク. フロントブレーキ 45251-SCC-901

ロールケージ、排気系統についての販売等お問い合わせ先：

株式会社M-T E C 企画業務課 TEL 048-462-3111

第59条 ワンメイク車両規定

各シリーズ規則に準拠する。

第60条 車両に対する暖気

～ 1) タイヤに対する走行前の意図的な加熱は一切禁止する。

～ 2) デフウォーマー等による暖気は禁止する。

第61条 排気音量規定

本大会に出場する車両は下記の排気音量規定の数値を超えてはならない。

F4/スーパー FJ/VITA 105dB(A)

上記以外のレース 90dB(A)

※音量の検査方法

半径10mに障害物のない場所で、排気パイプの出口から45°の角度で3m離れたところに排気の流れに沿ったレベルにマイクロフォンをセットし、公称最大馬力を出力する回転数の75%の回転数でエンジンを回転しているときに測定する。

第62条 競技番号

～ 1) 参加車両は、大会事務局によって定められた競技番号に参加者の責任において、指定の位置、書体、大きさと記入されていなければならない。また、指定のゼッケン、ゼッケンベース等があるレースについてはそれに従うこと。

なお、ゼッケン番号は0番から99番までとし、大会事務局が認めた場合はこの限りではない。

～ 2) 第1戦において同一の希望競技番号の申告がある場合、その使用優先権については、2020年度シリーズランキング上位順とする

～ 3) 上記～2)において決定できない場合、大会事務局はもてぎシリーズ参加者を優先し競技番号を決定する。

～ 4) 上記～3)で決定できない場合、組織委員会にて決定する。

～ 5) 第2戦以降において同一の希望競技番号の申告がある場合、大会事務局は当該クラスにおける前戦のランキング上位順にて競技番号を決定する。

～ 6) 上記～5)にて決定できない場合、もてぎシリーズ参加者を優先し競技番号を決定する。

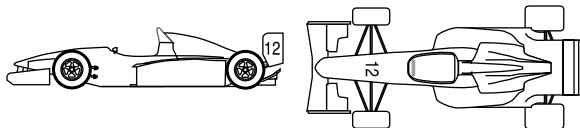
～ 7) 上記～6)で決定できない場合、組織委員会において決定する。

～ 8) 数字はアラビア数字、書体はフーツラボールド、数字の画線は5cm、数字のタテの長さは、フォーミュラが約25cm、その他の車両は約30cmとする。(リア部分ゼッケンのタテの長さは30cm未満でもよい。)

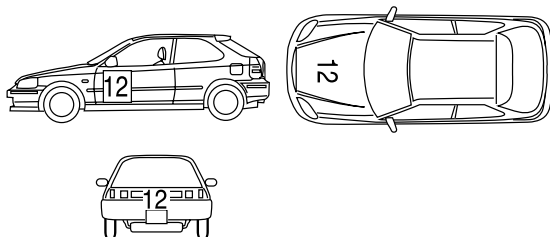
1234567890 (書体見本)

～ 9) 競技番号は車体色と対照的な色で記入されていなければならない。

～ 10) F4/スーパー FJの競技番号は、リアウイングの左右翼端板(スペースがない車両はボディサイド両面)とフロントカウル上面の3ヶ所に記入されなければならない。



～ 11) 上記以外のレースの競技番号は前席ドアの左右両側面とフロントフード上面および後方から確認できるリア部分の4ヶ所に記入されなければならない。



～ 12) シリーズ規則により競技番号についての規程がある場合は各シリーズ規則に従うこと。

～ 13) 参加車両の競技番号は、公式車両検査、公式予選、決勝レースを通じて保持されていなければならない。

～ 14) 参加車両には大会事務局によって定められた競技番号が、参加者の責任において指定の箇所、書体、大きさと記入されていなければならない。ただし、各レース規定にて指定がある場合はこの限りではない。

～ 15) 参加車両の競技番号は、公式車両検査、公式予選、決勝レースを通じて保持されていなければならない。

～ 16) 競技番号の判断が困難であると計時委員長が判断した車両については、競技番号の修正が命ぜられる。これに従わなかった場合は、タイム測定を拒否されることがある。

第63条 トランスポンダー（自動計測装置）の装着

【予告】

2022年より主催者が用意する貸出用自動計測装置（トランスポンダー）を使用する場合レンタル料として5,000円（税込）を別途徴収いたします。

なお、AMB社製マイボンダー（個人所有型自動計測機）を所持し使用する場合、レンタル料は不要となります。

- ～ 1）全ての参加者は主催者が用意したトランスポンダーを車検時までに装着し、公式予選、決勝レースを通じ装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、出走は認められない。
- ～ 2）参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有する「AMB社製TranX260・TranXPRO」※RC「AMB社製TranX160・TranX260・TranXPRO」※NC（通称マイボンダー）を使用することができる。ただし使用する際は以下の項目を遵守すること。
 - ①使用申請については所定の用紙にて参加受付までに行うこと。
 - ②取り付け方法・箇所については本条～ 4）に従うこと。
 - ③計時長（委員長）が判断し、競技役員により指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。
- ～ 3）トランスポンダーの配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。（完走車両は車両保管解除後30分以内、予選不通過車両は当該予選終了後1時間以内とする。）
万一破損・紛失した場合、第19条に定める料金が主催者より請求される。
- ～ 4）トランスポンダーは指定のホルダーと合わせて使用すること。指定の場所にタイラップ・粘着テープ等でホルダーを確実に固定する。計測装置本体のステッカー部分を上側とし、縦に取り付けること。
《フォーミュラカーの場合》
ノーズコーン内のコクピット前部分に取り付ける。
《ツーリングカーの場合》
運転席もしくは助手席のドアポケット付近に取り付ける。
※選手受付時に取り付けの説明があった場合はそれに従うこと。

第64条 周回数のカウント

周回数のカウント基準は、コントロールラインを基点とする。

ピットレーンにおいてもコントロールラインは、コース上のコントロールライン延長線上に存在する。

例）スタート後コントロールラインを通過せずにピットロードに入った場合、この時点では0周である。

その後、ピットレーン上のコントロールラインを通過した時点で、車両の周回数は1周カウントされる。

第65条 車両名およびレースによる広告

- ～ 1）車両名は、原則として製造者の定めたものとする。それ以外の特別な車両名を使用する場合は、参加申し込みの車両名登録の際、所定の欄に記入して大会事務局の了承を得なければならないが、主催者が発行または発表する公式プログラム、公式結果発表書類や、場内放送などに特別な車両呼称を強要することはできない。
- ～ 2）特別な車両名（スポンサー等）を使用する場合は15文字以内とする。15文字を超えるものは削除または短縮する。
- ～ 3）車両による広告をする参加者は、参加申し込み時点、および追加する場合は車両検査時点までに、スポンサー名など広告の内容を大会事務局に申告して許可を得なければならない。
- ～ 4）参加者、主催者あるいは大会後援協賛者の都合によっては、特定の広告が拒否される場合があることを承知していなければならない。
- ～ 5）車両による広告は、参加代表者やドライバー、ピットクルーなどの氏名、車名、社名、商品銘柄および通常使用される貼付ステッカーに限って許可されるが、公序良俗に反するものであってはならない。
- ～ 6）主催者あるいは大会後援協賛者が貼付を希望した広告ステッカー類を貼付しない参加者、および明らかに主催者や大会後援協賛者の広告活動を妨害したと判断された参加者に対しては、主催者や大会後援協賛者からの賞が授与されないか減額される。

- ～ 7) 車両による広告は、競技番号の判断を困難にする色やデザイン、位置であってはならない。技術委員によって不適当と判断された広告は撤去、修正が命じられ、これに応じない車両は競技出場を拒否される。

第66条 公式車両検査

- ～ 1) 公式車両検査は、公式通知で示されるタイムスケジュールに従ってツインリンクもてぎの所定の車両検査区域で行われる。
- ～ 2) ドライバーは、車両とともに指定の時間内に所定の車両検査受付場所に集合し、公式車両検査を受けなければならない。
- ～ 3) 定められた時間に遅刻した車両およびドライバーに対する処置は、競技長が大会審査委員会に諮って行うものとする。
- ～ 4) ドライバーは、公式車両検査時に次のものを携帯もしくは着用して技術委員の点検を受けなければならない。
- ①競技用ヘルメット
以下のいずれかに該当するヘルメットの着用が義務付けられる。
 - ・ JAF公認競技用ヘルメット
 - ・ 国際モータースポーツ競技規則附則J項のテクニカルリストNo.25、No.33、No.41、No.49に記載された基準に適合したヘルメット
 - ・ 製造後「10年」を経過したものを使用してはならない。
 - ②耐火炎レーシングスーツ
JAF/FIA (FIA基準8856 – 2000)公認の耐火炎レーシングスーツの着用が義務付けられる。
 - ③耐火炎レーシングシューズ
JAF公認/FIA (FIA基準8856 – 2000)認定の耐火炎レーシングシューズの着用が義務付けられる。
 - ④耐火炎レーシンググローブ
JAF公認/FIA (FIA基準8856 – 2000) 認定の耐火炎レーシンググローブの着用が義務付けられる。
 - ⑤耐火炎バラクラバ
JAF公認/FIA (FIA基準8856 – 2000)認定の耐火炎バラクラバスの着用が義務付けられる。
 - ⑥耐火炎アンダーウェアおよびソックス
JAF公認/FIA (FIA基準8856 – 2000) 認定の耐火炎ソックスの着用が義務付けられる。
また、JAF公認/FIA (FIA基準8856 – 2000) 認定の耐火炎アンダーウェアの着用が推奨される。
 - ⑦FHR (HANS) システム
頭部と頸部の保護装置FHR (HANS) システムについては、JAF国内競技規則に従うこと。
(FIA国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる)
FHR (HANS) 使用については、2021年JAF国内競技車両規則第4編付則レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則10に従うこと。
- ～ 5) 公式車両検査を受けない車両やドライバー、検査の結果参加が不適当と判断されたドライバー、また技術委員による改善命令に応じない車両やドライバーは、競技に出場できない。
- ～ 6) 公式車両検査を受ける車両とドライバーの他に補助員を要する場合は、参加者、氏名登録されたメカニックあわせて3名以内で検査区域に同行しなければならない。
- ～ 7) 参加者または当該車両のメカニックは、公式車両検査を受ける際、車両の燃料タンク容量および申告を命ぜられた事項に関して車両仕様書に確認のための署名をしなければならない。
- ～ 8) 公式車両検査を受ける車両の燃料は、参加者の手によって全部抜き取られていなければならない。不要の燃料は、参加者の責任において完全に密封された容器に保管され、不要のオイルは所定の廃棄所に処分されなければならない。
- ～ 9) 公式車両検査に合格したあとの車両は、改造してはならない。
- ～ 10) 公式車両検査に合格した車両は、公式通知に示される案内図またはオフィシャルが指示する導線によって所定の位置で待機、給油、整備しなければならない。所定の位置から無断で車両を移動させたり所定の位置に入らない車両には罰則が適用される。

- ～ 11) 技術委員は、車両検査の時間外であっても随時参加車両の検査を行う権限をもち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。
- ～ 12) 公式予選中に車両検査が実施されることもある。この場合、ピットレーン途中でオフィシャルの合図と手旗で誘導された競技車両は、車両検査エリア（車検場前のエリア）にて車両検査委員の指示に基づき車検を受けなければならない。これを拒否すると罰則が適用される。

第67条 競技終了後の車両保管と入賞車の車両検査

- ～ 1) 決勝レースを終了した完走車は競技委員の指示によりパドック内の所定の区域に必要な時間保管される。保管中の車両を改造したり整備してはならない。
- ～ 2) 車両保管区域への車両の出し入れはすべて競技役員の指示に従って行わなければならない。保管を解除された車両は参加者によってすみやかに引き取らなければならない。
- ～ 3) 入賞車および抗議対象車は、レース終了後または大会審査委員会の求めに応じて随時車両の分解その他必要な方法による車両検査を受けなければならない。
- ～ 4) 大会審査委員会または技術委員が求める車両検査に必要な分解・組み立て作業は、参加者またはその代理人の責任で行わなければならない。ただし、抗議対象車の分解・組み立てに要した費用は、抗議が不成立に終わった場合、抗議提出者が負担しなければならない。その額は技術委員が算定し大会審査委員会が承認した額とされる。
- ～ 5) 入賞車および抗議対象車の車両検査には、本競技会の関係役員以外立ち会うことができない。
- ～ 6) 車両検査に応じない車両は失格とされる。

第68条 燃料規定

- ～ 1) 使用する燃料は、ツインリンクもてぎ内給油所で供給される下記の通りとする。

※NR－A（ナンバー付きレース車両）は除く

－供給ガソリン性状表－

銘柄	単位	ENEOS ヴィーゴ
色		オレンジ
密度(15℃)	g/cm ³	0.7387
蒸留試験(減失加算)10%留出温度	℃	41.5
蒸留試験(減失加算)50%留出温度	℃	88.0
蒸留試験(減失加算)90%留出温度	℃	158.5
蒸留試験(減失加算)終点	℃	187.0
蒸留試験(減失加算)残油量	容量%	1.0
蒸気圧 リード法 37.8℃	kpa	90.5
オクタン価		99.7
銅板腐食 50℃ 3Hr.		1
酸化安定度 誘導期間法	min	480 (+)
成分試験法(ガスクロ)MTBE	容量%	0.1 (-)
成分試験法(ガスクロ)ベンゼン	容量%	0.5
成分試験法(ガスクロ)メタノール	容量%	0.1 (-)
成分試験法(ガスクロ)灯油分	容量%	1.0 (-)
成分試験法(ガスクロ)エタノール	容量%	0.1
成分試験法(ガスクロ)酸素分	容量%	1.2
硫黄分	質量%	0.0004
鉛分	g/l	0.001 (-)
実在ガム 洗浄	mg/100ml	0
実在ガム 未洗	mg/100ml	10

(2020年12月現在)

※ AV ガス・レースガスは使用できない。

- ～ 2) 燃料には添加剤を混入したり、オクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置を取付けたりしてはならない。ただし、潤滑に必要なオイルの銘柄や仕様は自由とされる。

第69条 車両変更

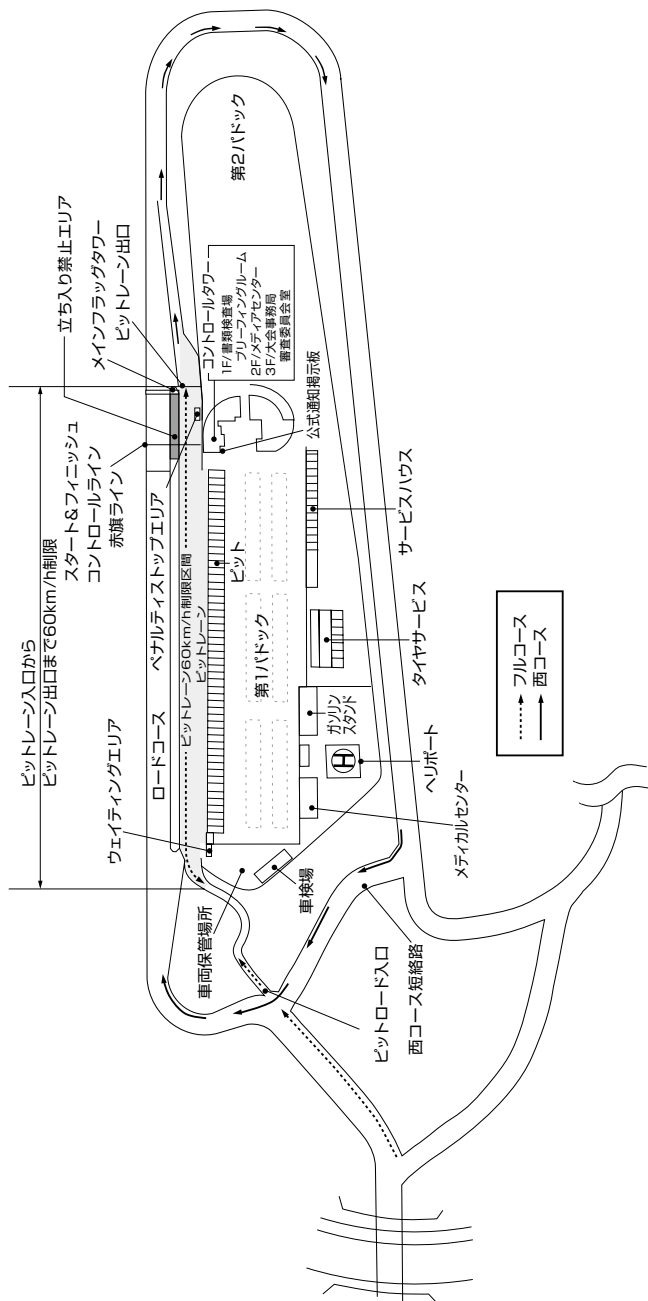
- ～ 1) 参加申込が正式受理された後の車両変更は、参加車両が故障、破損、その他やむを得ない事情があるときを除いて認められない。
- ～ 2) やむを得ない事情による車両変更は、参加申し込みをした同部門同クラスについてのみ許され、変更が許される期限は当該車両の公式予選が始まる30分前までとする。
- ～ 3) 公式車両検査までに車両変更を行う参加者は、車両仕様書を新たに提出し、第19条にて定められた車両変更手数料を添えて大会事務局の許可を得なければならない。
- ～ 4) 公式車両検査が終了したのちの車両変更は、競技長を通じて大会審査委員会の許可を受けなければならない。この場合は、出走前車両検査を受け、合格しなければならない。車両仕様書を新たに提出し、車両変更手数料にあわせて再車検料を添えなければならない。
料金は第19条にて規定する。

もてぎチャンピオンカップレース組織委員会

付則－１ 決勝レース中のセーフティカー運用規定 (FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づく運用)

- 1.セーフティカーは、車体の両サイドおよびリアに「SAFETY CAR」と表記されルーフに3つのオレンジ回転灯を、車体後部に2つのグリーンライトを備えた車両を使用する。
- 2.セーフティカー導入決定と同時にシグナルタワーを含む全ての監視ポストにおいて、振動表示のイエローフラッグならびに「SC」と書かれたボードが表示され、セーフティカーが活動中は継続提示される。
- 3.セーフティカーはオレンジ灯を点灯させて、ピットレーン出口よりコースインする。
コースインは先頭車両の位置に関係なく、即時行なわれる。
- 4.全ての車両は、セーフティカーの後方に車両5台分の距離で隊列を作って、整列しなければならない。
- 5.セーフティカーの隊列は、以下の例外を除いて、セーフティカーがピットに戻った後車両がスタートラインに到達するまで追い越しは禁止される。
 - ①セーフティカーから合図された場合
 - ②セーフティカーがピットレーンを使用している間、指定されたガレージエリアに車両が停車している場合。
 - ③明らかに問題を抱えて車両がスローダウンしている場合。
- 6.セーフティカーが活動中、必要以上の減速走行、異常走行、またはいつなんどき他のドライバーへ危険が及ぶかもしれない走行をしてはならない。
- 7.競技長から指示があった場合、セーフティカーはセーフティカーと先頭車両の間にいる車両に対してグリーンライトを使いセーフティカーの前に出よう合図する。これらの車両は減速したまま他の車両を追い越したりせず走行を続け、セーフティカー後方の隊列につく。
- 8.セーフティカーは、少なくとも先頭車両がその後方につき、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続けるセーフティカーの後方についたら、レース先頭車両は車両5台分以内の車間距離で続く。(再スタートの状況下は除く) 残りの車両はできる限り詰めて隊列を保たなければならない。
- 9.一度セーフティカーの後方についた先頭車両がピットインした場合、セーフティカーの直後を走行している車両を先頭車両と見做し、セーフティカーはピットインした先頭車両を再度後方につけることはない。
- 10.セーフティカーが活動中、競技車両はピットレーンに進入できる。
ピットインした車両とセーフティカー導入時にピットにて作業中の車両は、ピットレーン出口にてグリーンライトが点灯している時のみコースインすることができる。
(最終コーナーにセーフティカーが確認され、その隊列の最後尾がピットレーン出口を通過するまではレッドライトが点灯され、コースインはできない。)
- 11.セーフティカーの呼び戻しが決定されると、セーフティカーはオレンジ灯を消灯し、その周回が終了する時点でピットロードに入る。
- 12.この時点で、セーフティカー後方に位置する先頭車両が走行ペースを決定することができ、必要であればセーフティカーとの車間距離を車両5台分以上としても構わない。
セーフティカーがピットに戻るまでの間、事故の可能性を回避するために、車上のライトが消灯された地点から、各ドライバーは、加速、減速、または他のドライバーを危険にさらしたり再スタートを妨げたりする戦術的操作といった異常な行為を行ってはならない。全ての競技車両は追い越すのではなく隊列を維持し一定の速度で走行しなければならない。
- 13.セーフティカーがピットインロードよりコースアウトしたと同時に全ての監視ポストでは、イエローフラッグと「SC」ボードを撤去し、同時にグリーンフラッグが振動表示される。
車両の隊列が、メインストレートを通過する際にグリーンライトが提示される。
ただし、スタートラインを越えるまでは、追い越し厳禁となる。
- 14.セーフティカーが活動中の各周回は、レース周回として数えられる。
- 15.セーフティカーが活動中に決勝レースが終了した場合、セーフティカーは最終周回終了時にピットレーンに入り、競技車両は追い越することなくトラック上を走行し そのままの状態ではチェッカーフラッグを受ける。

図1 フルコース



もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術の場合：20倍・外来で受けた手術の場合：5倍）を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限りです。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） （※1）以下の手術は対象となります。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- ・頸部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
- ・対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。
- なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 四日市法人支社

TEL : 059-353-6557 FAX : 059-351-5417 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

- ・『ツインリンクもてぎ』での事故

損害保険ジャパン(株) 関東保険金サービス部 栃木保険金サービス課

TEL:028-627-8195 FAX:028-624-5738 (営業時間平日9:00~17:00)

- ・『鈴鹿サーキット』での事故

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス部 愛知火災新種保険金サービス第一課

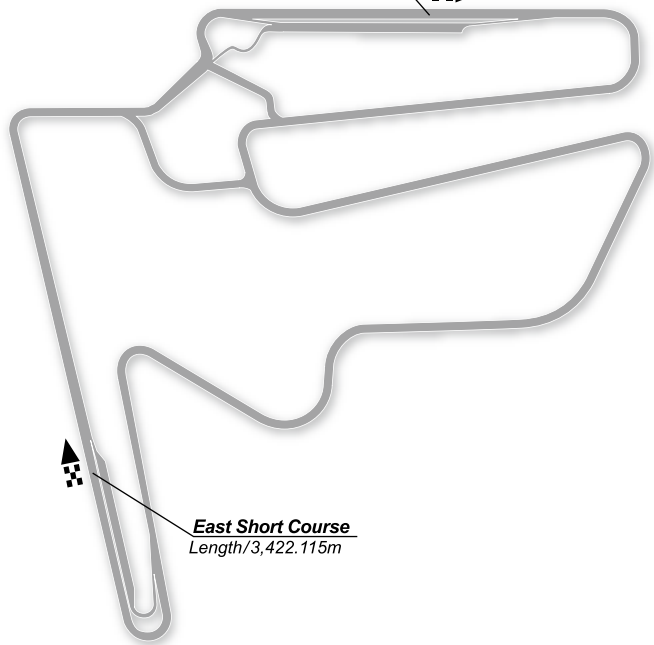
TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691 (営業時間平日9:00~17:00)

memo

Handwriting practice area with horizontal dotted lines.

Road Course ロードコース

FULL COURSE
Length/4,801.379m



East Short Course
Length/3,422.115m

ツインリンクもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1
TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209
<https://www.twinring.jp/>

再生紙を使用しています